

自治体におけるひとり親家庭就業支援の取組内容に関する調査

－「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を中心とした取組について－

平成 27 年 12 月

厚生労働省アフターサービス推進室

目次

第1章	調査報告書の趣旨	1
1	調査の趣旨	1
2	調査対象	1
3	報告書の構成	3
第2章	母子・父子自立支援プログラム策定事業の概要	4
1	目的と実施主体	4
2	事業の内容	4
	(1) プログラム策定	
	(2) 就労の促進	
3	プログラムの実施状況のフォロー	6
第3章	ヒアリング調査結果	7
1	プログラム策定に関する具体的取組	7
	(1) 資格取得を中心とした就業支援	
	(2) 職業紹介機関との連携を活かした就業支援	
	(3) 保育等の課題がある場合の就業支援	
2	各自治体におけるひとり親家庭就業支援の取組	12
参考1	ひとり親家庭の現状	14
参考2	国のひとり親家庭就業支援施策	16
個別事例集	一事例に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」の取組内容	19
個別報告書	自治体におけるひとり親家庭就業支援の取組内容	
	所沢市・野田市・足立区・野洲市・寝屋川市・北九州市・(参考情報)東京都	33

第1章 調査報告書の趣旨

1 調査の趣旨

本報告書は、近年、増加傾向にあるひとり親家庭を支援する事業について、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」（以下「プログラム策定事業」という。）を中心とした自治体の取組内容等を報告するものであり、各自治体におけるひとり親家庭就業支援施策の先進的な取組内容や好事例等を広く周知することにより、他の自治体の参考資料として活用されると共に、利用を通じてひとり親家庭の生活が向上することを目的としている。

プログラム策定事業は、母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「プログラム策定員」という。）が相談者である児童扶養手当受給者の状況（生活や子育ての様子、求職活動等の取組状況、自立・就業に向けた課題等）を把握し自立目標を設定した上で、相談者のニーズに応じた生活支援や就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定する事業である。

この事業は、平成25年度の実績において、プログラム策定者の就職割合が61.8%となるなど、一定の実績を上げている一方、自治体ごとに取組内容や就職割合のばらつきがあることから、自治体における取組や就職に結びついた好事例を紹介することとした。

2 調査対象

厚生労働省政策統括官付政策評価官室アフターサービス推進室において、プログラム策定事業の対象となり得る児童扶養手当受給者数の多い都府県（東京都、千葉県、埼玉県、大阪府及び福岡県）の中で、プログラムの策定割合が比較的高い、または、ひとり親家庭の支援のために総合的な計画等を策定・実施しているなど、ひとり親家庭の就業支援施策に積極的に取り組んでいると考えられる次ページ表の自治体を選定して¹、平成27年5月から7月にかけて、現地でのヒアリング調査を実施した。

¹ 東京都ひとり親家庭支援センターはあと飯田橋は、プログラム策定事業を実施していないが、ひとり親家庭の就業支援を行うに当たり、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用していることから、参考として調査を実施した。

また、滋賀県野洲市については、ひとり親家庭を含めた困窮者の就業支援について独自の取組を行っていることから選定した。

ヒアリング実施先一覧表

自治体名	担当部局・連絡先	ヒアリング調査訪問月日
所沢市	こども未来部こども支援課 【URL : https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shisei_joho/soshiki_gyomu/kodomomirai/index.html 】	平成 27 年 5 月 26 日
野田市	児童家庭部児童家庭課 【URL : http://www.city.noda.chiba.jp/shisei/1004157/soshiki/jidoukatei/index.html 】	平成 27 年 7 月 10 日
足立区	福祉部親子支援課 【URL : https://www.city.adachi.tokyo.jp/oyako/k-kyoiku/kosodate/hitorioya-shuro.html 】	平成 27 年 6 月 8 日
野洲市	健康福祉部子育て家庭支援課 【URL : http://www.city.yasu.lg.jp/doc/seisakusuisinbu/kouhouhishoka/2010012101.html 】	平成 27 年 6 月 26 日
寝屋川市	保健福祉部こども室（寝屋川市立総合センター設置） ² 【URL : http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/hokenfukushi/index.html 】	平成 27 年 6 月 5 日
北九州市	子ども家庭局子育て支援課 【URL : http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/kod-kosodate.html 】	平成 27 年 6 月 19 日
	北九州市立母子・父子福祉センター（一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会に指定管理） 【URL : http://www.kitakyu-boshi.com/ 】	
（参考） 東京都	東京都ひとり親家庭支援センターはあと飯田橋 【URL : http://www.haat.or.jp/ 】	平成 27 年 7 月 10 日

² 寝屋川市の担当部局名は平成 28 年 4 月以降、変更予定。

3 報告書の構成

本報告書は3章で構成している。第1章（本章）で調査報告書の趣旨（1 調査の趣旨、2 調査対象、3 報告書の構成）、第2章で母子・父子自立支援プログラム策定事業の概要（1 目的と実施主体、2 事業の内容、3 プログラムの実施状況のフォロー）、第3章は、ヒアリング調査結果（1 プログラム策定に関する具体的取組、2 各自治体におけるひとり親家庭就業支援の取組）を記述している。

参考として、ひとり親家庭の現状（就業の状況、不就業の状況、児童扶養手当受給者の概要）、国のひとり親家庭就業支援施策（ひとり親家庭支援施策の体系、ひとり親家庭の就業支援事業、母子・父子自立支援員と就業支援専門員の配置）を付した。

第2章 母子・父子自立支援プログラム策定事業の概要

1 目的と実施主体

児童扶養手当受給者³の自立を促進するため、プログラム策定員⁴が個々の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する。その後、策定したプログラムに基づき、国が実施する「生活保護受給者等就労自立促進事業⁵」（以下「就労自立促進事業」という。）等を活用し、ハローワーク等と連携してきめ細やかで継続的な自立・就業支援を進める。

実施主体は都道府県、特別区を含む市及び福祉事務所設置町村（以下「自治体」という。）であり、必要に応じて共同実施する。また、母子家庭等就業・自立支援センター（以下「センター」という。）、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等に委託することができる。

2 事業の内容

（1）プログラム策定

自治体の担当課、福祉事務所、センターの各窓口で相談に訪れた児童扶養手当受給者のうち、自立・就業に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、プログラム策定事業の利用に関する意向を確認した上で、プログラム策定員が個別に面接を実施する。面接では、収入や子育て等の状況、求職活動や資格取得の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握する。その上で、自立目標を設定し、個々の相談者のニーズに応じた生活支援や就業支援等の支援メニューを組み合わせたプログラムを策定して支援を行う。

自立支援プログラムを策定するに当たっては、以下のように面接内容や支援経過等を明確に記載することとされている

³ 児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者は対象外。なお配偶者からの暴力の被害者であり、将来的に児童扶養手当の受給が見込まれる場合は、実施主体の判断により対象とする。

⁴ 母子・父子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務可。福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センター等に配置または駐在する。

⁵ 児童扶養手当受給者、生活保護受給者等を対象とし、自治体等とハローワークが共同で支援する（①個別の就労支援プランを作成、②就労支援メニューを実施、③就労による自立を目指す）。

(「母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱」)。

- ①生活や子育て、健康、収入、就業の状況、その他本人の現在の状況を理解するために必要な事項
- ②本人の自立・就業を阻害している要因及び課題
- ③自立・就業阻害要因を克服するための支援方策の内容
- ④自立目標
- ⑤支援方策実施後の経過、自立・就業の進捗状況、支援内容等に対する評価
- ⑥面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助言、対応等の内容

プログラム策定の支援内容には、公共職業訓練等の受講中に必要となる生活費を補填する各種給付金の手続きに加え、子どもの保育（保育園や障害児放課後等デイサービスなど）や住居の確保（住居確保給付金や公営住宅応募の促進等）に関する調整が含まれる。

（２）就労の促進

相談者の希望に沿った就労を進めるため、必要に応じ、ハローワークと連携する。具体的には以下の手順で実施する。

- ①事業についての説明や相談者の意向を確認した上で、プログラム策定員からハローワークへ支援要請を行う。
- ②プログラム策定員が相談者に同行しハローワークの就労自立促進事業担当責任者の指示の下、就職支援ナビゲーター⁶が、相談者と面接を実施する。プログラム策定員は同席して相談者の状況を説明する。
- ③面接終了後、相談者の希望に基づいた自立目標と支援内容を決定する。
- ④必要に応じ、資格取得のための公共職業訓練等の手続きを行う。
- ⑤ハローワークが支援を開始した後は、プログラム策定員とハローワークの担当者が相互に連絡を取り合い、相談者の状況を共有する。

また、自治体ごとに区や市の無料職業紹介所や民間の職業紹介事業者と協力体制を結び、職業紹介に利用する。

⁶ ハローワークに配置され、担当者制により、求職者の相談業務や履歴書等の添削、面接指導等を行う。

3 プログラムの実施状況のフォロー

プログラム策定員は、相談者の抱える課題や生活の状況等を確認し、必要に応じてプログラム策定の見直しを行い、相談者が就業をはじめとする目標を達成した場合であっても、再度、本人から相談があった場合には、継続して対応できる体制を整える。

第3章 ヒアリング調査結果

1 プログラム策定に関する具体的取組

本調査では、プログラム策定事業を中心とするひとり親家庭就業支援の各自治体における実施事例をヒアリングした。

プログラム策定後にひとり親が希望に近い就業を実現した事例においては、いずれも、プログラム策定員は、相談者のニーズに対応して、ひとり親家庭支援の各種事業を有効に組み合わせて活用していた。また、生活や子育て、収入、健康その他について、自治体の保育課や福祉関連部署と連携し、就労するために必要な環境を整え、就労の実現に関しては、ハローワーク等の支援が効果的に行われていた。プログラム策定員は、本人の事情に変化があれば臨機応変に支援の方策を変更し、定期的に電話やメール等で状況を確認するなど、熱心なフォローを継続してきめ細やかに行っていた。

プログラム策定の12事例を面接による問題の把握、就業の希望、自立目標の決定、各種事業の利用に基づいて整理し、9頁から11頁に記載した。詳細は個別事例集を参照されたい。

(1) 資格取得を中心とした就業支援（事例(1)－①～(1)－④、9頁参照）

相談者の就業に関する希望に基づいて取得する資格（介護職員初任者研修、介護福祉士等）を決定し、ハローワークにおいて公共職業訓練の申し込み手続きを行い、受講に際して給付金（雇用保険失業給付、職業訓練受講給付金等）を利用して資格を取得していた。また、訓練受講中あるいは資格取得に関する就学中は、就労との両立が難しいことから、生活費や住宅費の負担を軽減するため、必要に応じて給付金（高等職業訓練促進給付金、住居確保給付金等⁷）や就業促進事業（介護雇用プログラム）の利用や公営住宅への応募を促していた。

(2) 職業紹介機関との連携を活かした就業支援（事例(2)－①～(2)－④、10頁参照）

プログラム策定事業の実施に当たって、自治体はハローワークとの連携に努めているほか、地域の実状に応じて無料職

⁷ 職業訓練を受ける際の給付金として、職業訓練受講給付金、訓練手当等がある。

業紹介所、民間職業紹介事業者などの関係機関とも協力体制を築いている。

具体的には、ハローワークとは主に就労自立促進事業の実施について連携を図っている。区や市が運営する無料職業紹介所とは、地域の求人を紹介する体制を築いており、また、民間の職業紹介事業者とは、個々のニーズに応じた多様な就業形態を提供する体制づくりを進めているところがあった。

(3) 保育等の課題がある場合の就業支援（事例(3)-①～(3)-④、11頁参照）

ひとり親の就業においては、子どもの預け先が見つからないために就業できない、あるいは送迎に間に合うようにするために就業条件が限定される等のケースが多く、保育への対応が課題となっている。このため、プログラム策定でプログラム策定員が保育課及び福祉部署等の関係窓口・他機関と連携を図り、「子どもの預け先が確保できるよう働きかけを行う」、「子どもがいるため残業が難しい旨など事業所に対し就業時間の条件を伝える」といった対応を取っている。

(1) 資格取得を中心とした就業支援

事例 (1)-①

支援期間	平成25年7月～平成25年10月(約3ヶ月)
世帯構成	世帯人数:6人 / 本人50代(中高生4人、他1人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年に離婚成立、実家は遠方で援助は望めない ・介護職(パート)の仕事に就いていたが、自分の将来を考え正社員の希望があり、介護資格取得の必要性を感じていた ・平成25年6月末で退職、直後に来庁
プログラム 策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:パートから正社員にステップアップするため、公共職業訓練で初任者研修を受講することを希望 自立目標の決定:介護職員としての就業安定 支援予定内容:雇用保険失業給付を受けながら介護職員初任者研修を受講し、介護の基本を修得後、介護職への就業支援をする</p> <p>②ハローワークへ支援要請し、同行支援する⇒公共職業訓練の介護職員初任者研修の案内を受け、申し込む ③介護職員初任者研修受講(2ヶ月) ④雇用保険失業給付を受け、生活の安定を図る ⑤受講期間中から就業先の見学など就業活動を行う ⑥見学先(介護施設)に正社員で就業 ⑦介護職員初任者研修課程修了証明書を取得</p>

事例 (1)-②

支援期間	平成22年7月～平成25年4月(3年間)
世帯構成	世帯人数:3人 / 本人30代(小中学生2人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大学中退後に結婚し、末子出産後離婚、学校の給食調理員(非常勤)に従事 ・調理師免許所持 ・5年契約の期間満了8ヶ月前に転職相談のため来所
プログラム 策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:非常勤の学校給食調理員は雇用形態・収入が不安定なため、就業の確実性から看護師を希望 自立目標の決定:採用ニーズが高い国家資格を取得後、安定した雇用と収入を確保 支援予定内容:公共職業訓練を受講し、介護福祉士資格を取得</p> <p>②公共職業訓練を開講している近隣の福祉専門学校に応募⇒2年間就学 ③受講期間は電話、メールで相談者をサポートする ④雇用保険の延長措置による生活費の確保、公営住宅当選による住居の確保 ⑤卒業3ヶ月前から就職活動を始める ⑥介護福祉士資格取得 ⑦自治体運営の福祉センターに非常勤職員で就業</p>

事例 (1)-③

支援期間	平成24年4月～平成24年12月(住居確保給付金) 平成26年4月～平成26年12月(約8ヶ月)
世帯構成	世帯人数2人 / 本人30代(保育所未入所児童1人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年初頭に離婚し、無職のため就業を希望し来庁 ・平成24年4月から9ヶ月間は住居確保給付金(5万7百円)を受給し、実家の援助を受けながら就業活動を開始
プログラム 策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:以前から介護職に興味を持ち、人と触れ合う職種を希望 自立目標の決定:資格を取得し、就労につなげる 支援予定内容:介護職を目指す方向性を決め、介護雇用プログラムを活用する</p> <p>②就業支援窓口で介護雇用プログラムの説明を受ける ③就業の見込みがある介護雇用プログラムを利用することに決定 ④介護職員初任者研修の養成講座に通いながら、介護施設で就業(6ヶ月) ④介護職員初任者研修取得 ⑤介護施設に準正社員で就業</p>

事例 (1)-④

支援期間	平成22年4月～平成27年6月(約5年)
世帯構成	世帯人数:5人 / 本人30代(小学生2人、他2人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年初頭に離婚し、実家に戻り両親と同居する ・事務職で就業するが体調を崩し退職後、パートで転職を繰り返す ・無職のため就業相談で来庁。英検、中国語検定、パソコン検定等の資格保有
プログラム 策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:体調を崩して以降、適職に就けず、やりがいを持ってなかったが、小学校の教員になりたいと以前から希望 自立目標の決定:資格を取得し、安定した収入を得る 支援予定内容:パソコン講座でMOS資格を取得、就業相談による適職の検討と高等職業訓練促進給付金の利用、県営住宅の案内による転居</p> <p>②自治体のパソコン講座でMOS(Word・Excel)の資格を取得 ③大学の通信教育課程で3年に編入⇒2年間就学⇒教員免許を取得 ④就学中は高等職業訓練促進給付金により生活費を確保し、公営住宅に当選し、転居、独立し住居の確保を図る ⑤市の任用教員に非常勤で就業 ⑥経験を活かして県の任用教員に非常勤で就業</p>

(2) 職業紹介機関との連携を活かした就業支援

事例 (2)-①

支援期間	平成26年4月～平成26年5月(約1ヶ月)
世帯構成	世帯人数:5人 / 本人20代(保育所児童2人、他2人)
プログラム策定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年初頭に離婚、ヘルパー2級を取得後、介護職員(パート)で就業 ・短大卒業後に結婚、出産したため事務職等の経験なし ・短時間しか勤務できないため退職、直後に来庁
プログラム策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:安定した収入のため正社員、自宅近辺での就業を希望 自立目標の決定:ハローワークマザーズコーナーを利用して条件の良い所へ就職する 支援予定内容:ハローワークマザーズコーナーを利用する</p> <p>②看護助手を経験し看護師を目指す道があることを助言する</p> <p>③ハローワークマザーズコーナーへ支援要請する⇒プログラム策定員から看護師資格取得を見越した看護助手求人紹介依頼をする</p> <p>④就職支援ナビゲーターと面談⇒ハローワークマザーズコーナーで希望に基づいた紹介を受ける</p> <p>⑤病院の看護助手に正社員として就業</p>

事例 (2)-②

支援期間	平成26年5月(1週間)
世帯構成	世帯人数:3人 / 本人40代(高校生2人)
プログラム策定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年に離婚。担当課の窓口で就業支援、資格取得制度のチラシを見て初回相談に来庁 ・調理師免許所持 ・高校卒業後、食品の販売、調理等のパートを経て食品パック詰めの仕事に従事
プログラム策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:調理の仕事の正社員として転職を希望</p> <p>自立目標の決定:調理師の資格と経験を活かした正社員での就業</p> <p>支援予定内容:ハローワークでの就職支援ナビゲーターによる支援</p> <p>②ハローワークに同行支援する⇒ハローワークとのケース会議</p> <p>③希望条件だけでは就業先が絞れなかったが、就職支援ナビゲーターと検討し、応募する事業所を決定</p> <p>④求人条件が合致する事業所に応募</p> <p>⑤保育所の給食調理に正社員で就業</p>

事例 (2)-③

支援期間	平成25年4月～平成25年6月(約2ヶ月)
世帯構成	世帯人数:4人 / 本人30代(小学生2人、他1人)
プログラム策定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年に離婚 ・東日本大震災により被災し、失職し、被災者支援金(就業補償)で生活、3年経過後終了予定 ・前職は接客業(パート)
プログラム策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:子どもと休日を合わせられる学校給食の仕事我希望 自立目標の決定:自立した生活のため、就業する</p> <p>支援予定内容:就業補償が終了予定であることから、就業が急がれるため、無料職業紹介所登録を案内し、就業相談を実施する</p> <p>②無料職業紹介所への登録</p> <p>③無料職業紹介所の担当者とプログラム策定員が自治体運営の学校給食業務センターへ求人開拓する(事業所訪問)</p> <p>④求人状況を問い合わせる⇒募集中⇒無料職業紹介所への求人票提出を依頼する</p> <p>⑤事業所から応募に関する案内の連絡を受ける</p> <p>⑥応募手続きの指導⇒該当求人へ応募</p> <p>⑦自治体運営の学校給食業務センターへパートで就業</p>

事例 (2)-④

支援期間	平成25年10月～平成26年4月(約6ヶ月)
世帯構成	世帯人数:2人 / 本人30代(保育所未入所児童1人)
プログラム策定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年中頃に離婚 ・合同就職説明会でプログラム策定事業を知り、子どもの発育の悩み、養育費の問題を抱えて来庁 ・介護職の経験がなく、自信が持てないでいた
プログラム策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:子どもが幼いため日曜、祝日が休みの仕事を希望 自立目標の決定:子どもが待機児童のため保育所に入所させ、介護職としてフルタイム就労する</p> <p>支援予定内容:福祉センターの介護職員初任者研修講座を受講し、休日などの希望を優先できる地元企業の求人が多い民間職業紹介事業者の求人情報を提供</p> <p>②介護職におけるステップアップの説明と共に介護職員初任者研修講座を提案⇒受講し、資格を取得</p> <p>③履歴書・職務経歴書の作成指導</p> <p>④事業所へ応募⇒子育て等の悩みで落ち込んだ時は前向きになるようメンタル面を積極的にフォローアップ</p> <p>⑤保育所の入所に関する手続きについてアドバイス⇒入所決定</p> <p>⑥民間職業紹介事業者に同行支援⇒介護施設に紹介予定派遣で就業</p> <p>⑦正社員となる</p>

(3) 保育等の課題がある場合の就業支援

事例 (3)-①

支援期間	平成26年7月～平成26年11月(約4ヶ月)
世帯構成	世帯人数:5人 / 本人30代 (保育所未入所児童1人、他3人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月に離婚 保育士のパートを退職予定であり、実家からの自立が難しいことから事務職での正規雇用を目指し来庁 幼稚園、保育士資格を保有するが、本人に軽度の障害があり、資格を活かす仕事 が難しい
プログラム 策定 内容	<p>①面接相談 就業の希望: 子どもの送迎のためフルタイムの就業が難しいが、事務職での正社員 就業を希望 自立目標の決定: 子どもを保育所に入所後、正規雇用で就業する 支援予定内容: 職業訓練でパソコンスキルを上げる、保育所の状況を確認し入所申 請する、保育士と事務職の両面からの早期就労</p> <p>②事務職の就業活動のため公共職業訓練でIT基礎研修を受講(3ヶ月)⇒受講期 間中は雇用対策法に基づく訓練手当を受け、生活の安定を図る</p> <p>③子どもは保育所の一時預かりを利用</p> <p>④子どもに発達障害の疑いが見つかる⇒プログラム策定員が子どもの相談機関、 保育課に対応と預け先を問い合わせる</p> <p>⑤混合保育枠で入所</p> <p>⑥求職活動日に応募する</p> <p>⑦設計業の事務職に正社員で就業</p>

事例 (3)-②

支援期間	平成26年3月～平成26年10月 (約7ヶ月)
世帯構成	世帯人数:5人 / 本人30代 (小学生2人、他2人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年初頭に離婚 金融機関に勤務後、長期の専業主婦を経てアルバイト 子どもに発達・知的障害があり、短期雇用を繰り返す
プログラム 策定 内容	<p>①面接相談 就業の希望: 子どもの特別支援学級送迎のため短時間の仕事を希望 自立目標の決定: 短時間勤務(アルバイト)からフルタイム勤務(正社員)を目指す 支援予定内容: 勤務時間を確保するための放課後デイサービスの情報提供、パ ソコン講座受講によるスキルアップ、面接対策実施</p> <p>②仕事の選択肢を広げるため、パソコン講座(エクセル3級検定講座)を受講⇒受 講中はコンビニエンスストアで短時間勤務(アルバイト)</p> <p>③自立するため、フルタイムで就労ができる方法を検討</p> <p>④障害児放課後等デイサービスプログラム策定員が見学⇒本人に紹介⇒施設 見学に行く⇒障害児放課後等デイサービスを利用</p> <p>⑤履歴書・職務経歴書の作成・添削・面接指導をする</p> <p>⑥パソコンのスキルを活かせる求人情報を提供する</p> <p>⑦機械器具販売会社の事務職に正社員で就業</p>

事例 (3)-③

支援期間	平成25年11月～平成26年7月(住居確保給付金) 平成25年10月～平成26年11月(約13ヶ月)
世帯構成	世帯人数 3人 / 本人30代 (小学生1人、保育所児童1人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年中頃離婚 離婚後は保育所に子どもを預け、実家の商店を手伝う 他の就業経験はアルバイトのみ
プログラム 策定 内容	<p>①面接相談 就業の希望: 保育所の送迎に合わせた勤務時間の事務職で正社員就業を希望 自立目標の決定: 子どもの保育所の送迎に間に合う安定した収入につながる就労 支援予定内容: PC講座を活かした仕事をハローワークの求人票を中心に探す</p> <p>②住居確保給付金(5万円)を受給</p> <p>③実務経験の不足を補うため、公共職業訓練でOA事務・簿記科のPC講座を受講 (3ヶ月)</p> <p>④就業支援窓口を利用⇒営業事務に採用⇒採用時の条件と異なり残業を課せら れ、子どもの送迎に支障が出たため、3ヶ月で退職</p> <p>⑤再来庁⇒就業希望に関する詳細な聞き取り⇒就業支援窓口で2ヶ月間求職活動 ⇒プログラム策定員が事業所に求人条件を確認する</p> <p>⑥製造業の事務職に正社員で就業</p>

事例 (3)-④

支援期間	平成26年4月～平成26年9月(約5ヶ月)
世帯構成	世帯人数:5人 / 本人40代 (小学生1人、保育所児童1人、他2人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年初頭に離婚、離婚前は専門職で勤務 転勤を機に保育所に子どもを預けたが、子どもにストレス性障害が発症し、一緒 に過ごす必要性を感じ退職
プログラム 策定 内容	<p>①面接相談 就業の希望: 子どもと過ごす時間の確保と共に、職種は看護師を希望するが、費 用を工面できないのではないかと悩む 自立目標の決定: 高等職業訓練促進給付金を利用し、看護師資格を取得する 支援予定内容: 高等職業訓練促進給付金を案内し、ハローワークマザーズコー ナーを利用する</p> <p>②面談で子どもの様子を聞く⇒退職後は元気になり、楽しく生活している</p> <p>③正社員は夜勤があるため、看護の職場を実際に体験することを提案する⇒看 護師資格取得の金銭補助制度がある病院に応募する方針を固める</p> <p>④ハローワークマザーズコーナーへ支援要請⇒面談を実施⇒看護助手の正社員 として就業が決定</p> <p>⑤プログラム策定員のフォローアップ⇒児童扶養手当の申請がないため、来庁に よる手続きを促す</p> <p>⑥児童扶養手当申請の来庁時に面談⇒児童扶養手当の支給を始め、ひとり親対 象の各支援を活用した看護師資格取得の案内を実施する</p>

2 各自治体におけるひとり親家庭就業支援の取組

ひとり親家庭就業支援を実施している各自治体の特徴的な取組を一覧表にした。(1) 自治体における取組は、ひとり親家庭を対象とする各事業の独自・単独実施、プログラム策定員の配置や相談受付時間の土日開設など、特徴的な取組を示し、(2) ハローワーク等との連携は市役所内の窓口開設や無料職業紹介所と実施する求人開拓など他機関との協力体制をまとめた。

自治体名	(1) 自治体における取組	(2) ハローワーク等との連携
所沢市	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり親家庭生活情報」を作成しホームページで公開 (https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kosodatekyouiku/hitorioya/hitorioyaseikatujocho.html) ・児童扶養手当関連書類の送付時のリーフレット同封 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク所沢と隣接している利便性を活かした就業支援を実施
野田市	<ul style="list-style-type: none"> ・独自事業として「ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業」を実施 (http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/kosodate/teate/1000374.html) ・パソコンの貸出がある就業支援パソコン講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・無料職業紹介所(市役所内)と求人開拓を行い、「野田市雇用促進奨励金」などの雇用助成の説明を実施 (http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/kosodate/teate/1000373.html)
足立区	<ul style="list-style-type: none"> ・「高等職業訓練促進給付金等事業」の給付期間を独自に延長 ・「自立支援教育訓練給付金事業」の給付割合を独自に延長 ・「高校卒業程度認定試験合格支援事業」の給付割合を独自に拡充 (https://www.city.adachi.tokyo.jp/oyako/k-kyoiku/kosodate/hitorioya-shuro.html) ・各事業の利用者の感想を相談カウンターに掲示し、広報周知を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「足立就職支援コーナー」(区役所内設置)、ハローワーク足立、マザーズハローワーク日暮里等と就業までの期間に応じた相談支援を実施
野洲市	<ul style="list-style-type: none"> ・「野洲市母子父子家庭児童入学等支度金事業」などの単独施策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭を含む生活困窮世帯の中学生を

	<p>(http://www.city.yasu.lg.jp/doc/siminkenkoufukusibu/kosodate/hitorioya.html)</p> <p>・働きながら資格を取得する「介護雇用プログラム」の利用、「住居確保給付金支給事業」等をひとり親の生活環境整備に活用</p>	対象とした学習支援事業を実施
寝屋川市	<p>・プログラム策定員を児童扶養手当担当に配置し、児童扶養手当の受給手続きから就業支援まで一体的な支援を実施</p> <p>(http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/hokenfukushi/kodomo_situ/kodomotantou/1378273862374.html)</p>	・ハローワーク枚方マザーズコーナーと緊密な協力体制を築き、児童扶養手当現況届申請時にマザーズコーナーの出張窓口を開設し、利用を促進
北九州市	<p>・「高等職業訓練促進給付金等事業」の独自加算</p> <p>(http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/file_0164.html)</p> <p>・ひとり親家庭合同就職説明会の実施</p> <p>・一般財団法人母子寡婦福祉会の運営（北九州市から母子・父子福祉センターの管理受託）による就業支援事業</p> <p>北九州市立母子・父子福祉センター</p> <p>(http://www.kitakyu-boshi.com/)</p> <p>プログラム策定事業の成功事例集の編集発行</p> <p>就業支援講習会等</p>	<p>・ハローワーク、福岡県子育て女性就労支援センター、民間職業紹介事業者への同行支援</p> <p>・マザーズハローワーク北九州と連携した就職相談会の実施</p>
東京都	<p>・就業相談（月～土、日祝は電話相談のみ）、就業支援、職業紹介、面接や応募書類作成のアドバイス、「生活保護受給者等就労自立促進支援事業」の活用</p> <p>(http://haat.blogdehp.ne.jp/category/1907035.html)</p> <p>・就業支援講習会（パソコン講習会）の開催、メールマガジンの発行、ホームページなどでひとり親に対する広報を積極的に実施</p>	・「生活保護受給者等就労自立促進事業」の活用で都内各ハローワークと協力関係にあり、初回相談の際に同行支援している

参考1 ひとり親家庭の現状

平成22年の国勢調査によると、ひとり親世帯は213万552世帯、そのうち母子、父子のみで構成されるひとり親家庭は84万4,661世帯に上る。内訳として母子のみで構成される世帯は75万5,972世帯（89.5%）、父子のみで構成される世帯は8万8,689世帯（10.5%）である。前回調査（平成17年国勢調査）から母子世帯は0.9%増加、父子世帯は3.9%減少している（平成17年国勢調査の母子世帯74万9,048世帯、父子世帯9万2,285世帯）。

1 就業の状況

平成23年度の全国母子世帯等調査では、ひとり親家庭の就業状況に関して、母子世帯の母の80.6%が就業しているながら、非正規が52.1%、そのうちパート・アルバイト等が47.4%である。父子世帯の父は91.3%が就業し、非正規が10.0%となっている。

また、母子世帯の母の平均年間就労収入は181万円であり、父子世帯の父（360万円）の約半分となっている。さらに母子世帯の母のパート・アルバイト等の平均年間就労収入125万円は、正規の職員・従業員等（270万円）の半分以下である。母子世帯の多くが就業しているながら、財政的に厳しい状況に置かれている（表1）。

表1 ひとり親家庭の就業状況

	母子世帯の母	父子世帯の父
就業	80.6%	91.3%
正規	39.4%	67.2%
非正規	52.1%	10.0%
パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
派遣社員	4.7%	2.0%
自営業	2.6%	15.6%
不就業	15.0%	5.3%
平均年間収入	223万円	380万円
平均年間就労収入	181万円	360万円
正規の職員・従業員	270万円	426万円
パート・アルバイト等	125万円	175万円
平均年間世帯収入	291万円	455万円

注1 平均年間収入は、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額

注2 母子家庭の母自身あるいは父子家庭の父自身の就労による収入

注3 世帯収入は、同居親族の収入を含めた世帯全員の収入

平成23年度全国母子世帯等調査（厚生労働省）より厚生労働省政策統括官付政策評価官室アフターサービス推進室作成

2 不就業の状況

母子世帯の母で不就業15.0%のうち、9割近く（88.7%）が就業を希望しているが、就職していない（できない）理由として、求職中が4割近く（38.2%）を占めている（図1）。

前回調査（平成18年度全国母子世帯等調査）より、求職中または職業訓練や技能取得中など、就職に向けた活動が増加している。一方、育児（子どもの世話をしてくれる人がいない）や時間、年齢、収入など条件面での不一致を理由としている割合が減少している。以上を踏まえて、前回調査より、就職する意欲のある母が、就業に向けて前向きな取組を行う状況に変化していると推察できる。

3 児童扶養手当受給者の概要

児童扶養手当制度⁸の受給者数は平成4年度以降増加傾向にあり、平成25年度末の受給者数は107万3,790人に上る（母：100万3,878人、父：64,923人、養育者：4,989人）（図2）。

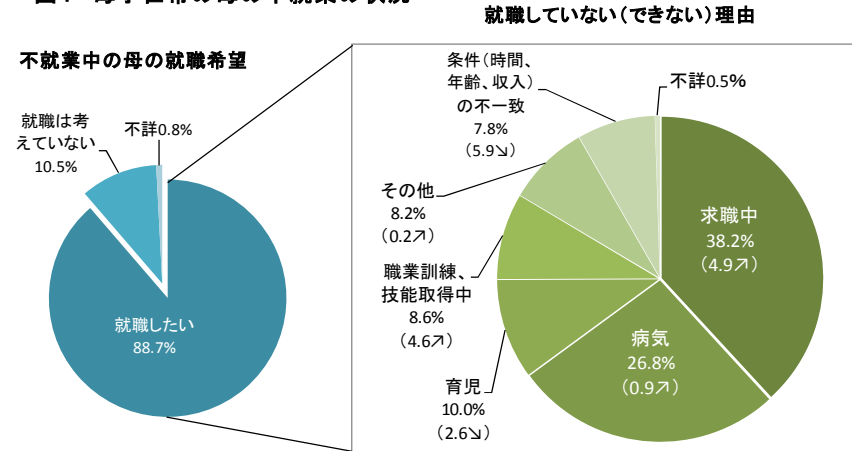
対象者はひとり親の母・父⁹、養育する者（祖父母等）であり、平成27年度においては、手当月額は全部支給42,000円、一部支給41,990円～9,910円となっている（所得制限は児童と2人世帯で全部支給130万円未満、一部支給130万円以上365万円未満）。

児童2人以上の加算額は2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円であり、一例として、2人の子どもがいる3人世帯の全部支給は47,000円となる。

⁸ 支給主体は都道府県、市及び福祉事務所設置町村、費用負担は国3分の1、市及び福祉事務所設置町村3分の2。

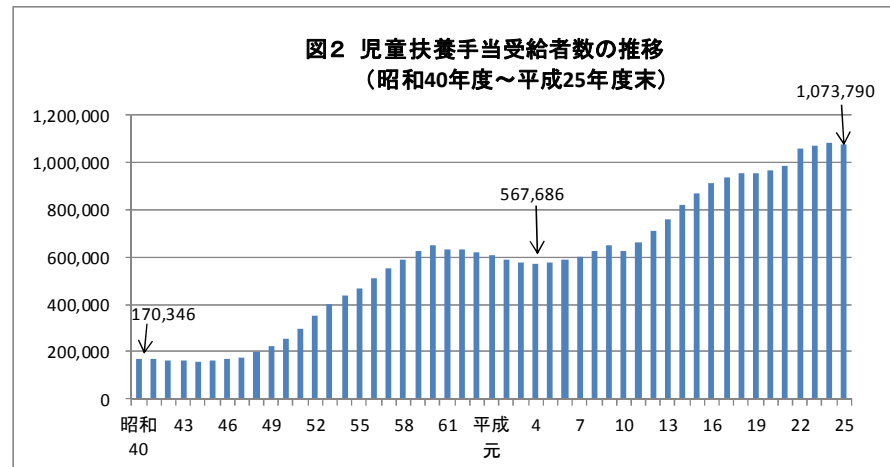
⁹ 平成22年8月より支給対象者に父子家庭を含めた。

図1 母子世帯の母の不就業の状況



平成23年度全国母子世帯等調査（厚生労働省）より厚生労働省政策統括官付政策評価官室アフターサービス推進室作成

* 右グラフ（）は前回調査（平成18年度全国母子世帯等調査）からの増減比



注：1）平成22年度から、父子家庭の父を支給対象とした。

2）平成22・23年度末は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

3）平成24年度末は、「生別母子世帯 その他」「生別父子世帯 その他」に、それぞれの「DV保護命令世帯」を含む。

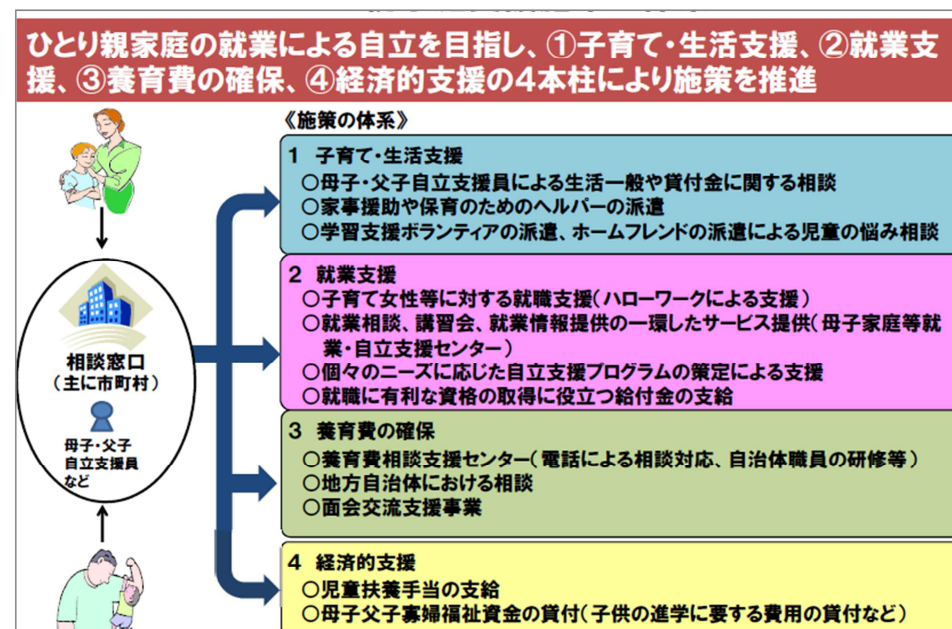
厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室アフターサービス推進室作成

参考2 国のひとり親家庭就業支援施策

1 ひとり親家庭支援施策の体系

国はひとり親家庭の自立支援策として平成14年に「就業・自立に向けた総合的な支援」として施策を強化し、現在に至るまで「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」の4本柱により支援を推進している（図3）。施策に関する近年の経過として、平成24年には「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立し、平成25年に施行された。さらに平成26年に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「児童扶養手当法」が改正されるに伴い、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との供給制限の見直しなどが実施された。

図3 ひとり親家庭支援施策の体系



出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局発表資料「ひとり親家庭等の現状について」（平成27年4月20日）

2 ひとり親家庭の就業支援事業

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業は「母子家庭等就業・自立支援センター事業」「母子・父子自立支援プログラム策定事業」「自立支援教育訓練給付金事業」「高等職業訓練促進給付金等事業」「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」があり、母子家庭等に係る特別対策として位置づけられている（平成27年度現在）。これらの事業は大別すると就業相談等

（「母子家庭等就業・自立支援センター事業」「母子・父子自立支援プログラム策定事業」と給付金等（「自立支援教育訓練給付金事業」「高等職業訓練促進給付金等事業」「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」）に分類することができる（18頁表2参照）。ひとり親が希望（早期に就業する、または職業訓練を受けて希望に近い職種で就業する、など）に応じた事業を選択し、多様な支援を受けることが想定されている。

3 母子・父子自立支援員と就業支援専門員の配置

多様な支援メニューを組み合わせ、個々の実情に応じた総合的な支援を行うために、主に地方自治体（市）の窓口において相談窓口のワンストップ化が推進されている。相談窓口には母子・父子自立支援員と就業支援専門員¹⁰が配置され、関係機関との連携を図るコーディネーターとしての役割を担っている。ひとり親の多くが非正規雇用で働き、稼働所得が少ないため、個々の状況に応じた就業支援メニューを組み合わせることで、就業を軸とした的確な支援を提供することを目的としている。

¹⁰ 支援メニューを組み合わせ、総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口を設置し、必要とする家庭に必要なとする支援が届くよう相談支援体制を構築することを目的として、就業支援専門員の配置が推進されている。

表2 ひとり親家庭就業支援に関する主な事業の概要

	就業相談等		給付金等		
事業名	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
創設年度	平成15年度～	平成17年度～	平成15年度～	平成15年度～	平成27年度～
実施主体	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村(他機関への委託可)	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村(他機関への委託可)	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村
費用負担	国1/2、自治体1/2	国10/10	国3/4、自治体1/4	国3/4、自治体1/4	国3/4、自治体1/4
支援対象	ひとり親(母子家庭の母及び父子家庭の父)	児童扶養手当受給者	条件(①児童扶養手当受給者もしくは同等の所得水準にある、②雇用保険に加入していない、③就業経験、資格の取得状況等から事業の利用が就業に必要と認められる)のすべてに該当するひとり親	児童扶養手当受給者もしくは同等の所得水準にあるひとり親	児童扶養手当受給者もしくは同等の所得水準にあるひとり親
支援・事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就業支援(就業相談、企業の意識啓発、求人開拓の実施等) ・就業支援講習会(就業準備、資格取得のためのセミナー等) ・就業情報提供(求人情報提供、電子メール相談等) ・地域生活支援(生活支援、養育費相談の実施等) ・在宅就業推進 ・面会交流支援 等 	自立支援プログラム策定員(母子・父子自立支援員と兼務可)が面接に基づいた状況把握によって、支援メニューを策定する。状況に応じてハローワークと連携し個々のニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う。	地方公共団体が指定する教育訓練講座(①雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座、②就業に結び付く可能性の高い講座、③都道府県等の長が地域の实情に応じて指定した講座)を受講後、対象講座の受講費用の一部を支給する。	経済的自立に効果的な資格(特定の資格)を取得するために2年以上養成期間等で就学する場合、生活費の負担軽減のため給付金を支給すると共に、入学時の負担軽減のため養成機関修了後に給付金が支給される。対象資格は都道府県知事等が地域の实情に応じて定める。 対象資格例: 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座含む)を受講し、修了及び合格した時に受講費用の一部を支給する。
			支給額は対象講座の20%、上限10万円。	支給額は高等職業訓練促進給付金: 月額10万円(住民課税世帯は月額7万500円)、上限2年。高等職業訓練修了支援給付金: 5万円または2万5千円。	

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課発表「ひとり親家庭等の支援について」(平成27年4月)より厚生労働省政策統括官付政策評価官室アフターサービス推進室作成

個別事例集

事例に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」の取組内容

「母子・父子自立支援プログラム策定事業」の取組を通じ、ひとり親が就業した事例をまとめた。事例左頁は実際の支援内容一覧、右頁の上枠内は、支援内容を要約した。「母子・父子自立支援プログラム策定事業」の活用例として参考にされたい。なお、個人の特定を避けるため、一部加筆修正をした。内容については平成 27 年 9 月時点。

目次

1.	資格取得を中心とした就業支援	
1-①	介護職員初任者研修を修了し正社員就業	21
1-②	介護福祉士資格による就業	22
1-③	介護雇用プログラムによる資格取得と就業	23
1-④	教員免許取得による就業	24
2.	職業紹介機関との連携を活かした就業支援	
2-①	看護助手の正社員（ハローワークマザーズコーナー）	25
2-②	給食調理の正社員（ハローワーク）	26
2-③	求人開拓を活用した就業（無料職業紹介所）	27
2-④	介護職員初任者研修の紹介予定派遣（民間職業紹介事業者）	28
3.	保育等の課題がある場合の就業支援	
3-①	子どもの預け先を確保して就業（他課室等との連携）	29
3-②	子どもの預け先を確保して就業（策定員による施設紹介）	30
3-③	再就職支援による正社員就業（就業支援窓口）	31
3-④	生活環境を含む継続した支援（策定員によるフォローアップ）	32

〔1. 資格取得を中心とした就業支援〕

事例1－①

介護職員初任者研修を修了し正社員就業

支援期間	平成 25 年7月～平成 25 年 10 月(約3ヶ月)
世帯構成	世帯人数:6人 / 本人 50 代 (中高生4人、他 1 人)
支援前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年に離婚成立。実家は遠方で援助は望めない。 平成 25 年 2 月から介護職(パート)の仕事に就いたが、自分の将来を考え正社員の希望があり、介護資格取得の必要性を感じていた。 ・同年 6 月末で退職、直後に来庁。 ・パート収入 6～7 万円、家族の収入の一部、各手当で生活。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①就業への希望、阻害要因等の聞き取り ・介護資格取得の希望 ②公共職業訓練の受講で介護の基礎を身につけ、正社員雇用につなげる支援の方向性を決める[本人、策定員] ③ハローワークへ支援要請、同行支援[本人、策定員] ④ハローワークで公共職業訓練の介護職員初任者研修の案内、申込み[本人] ⑤介護職員初任者研修受講(2ヶ月)⇒雇用保険失業給付を受け、生活の安定を図る ⑥受講期間中から就業先の見学など就業活動を行う⇒見学先に就業決定[本人] ⑦介護職員初任者研修課程修了証明書を取得[本人]
結果	就業先:介護施設 ～就業中 雇用形態:正社員 月収:19 万円

支援内容の概要

介護職員としての就業を自立目標として、公共職業訓練の介護職員初任者研修を受け、2ヶ月後に修了。受講中は生活費として雇用保険失業給付を受ける。介護施設に正社員として就業する。

【支援のポイント】

[聞き取りに基づく支援の策定]

多子世帯でありながら、中学生以上と年齢が高く、比較的時間の融通が利く状況だった。子どもの成人後、単身になった時に安定した雇用形態の正社員でありたいとの本人の思いがあり、資格取得によってパートからステップアップする支援方策とした。

[公共職業訓練(介護職員初任者研修)の受講]

公共職業訓練の利用による介護職員初任者研修を受けたいとの希望だったため、受講～資格取得～就業が短期間で実施できた。本人の意志が明確であり、相談時期と研修のタイミングが合致し、早期に本人の希望通りの就業が実現した。

【就業支援の意義】

- ・就業希望、世帯状況の聞き取り－現況に応じた支援方策
- ・ハローワークでの講座案内－情報の事前伝達による円滑な支援
- ・講座受講時からの就業活動－早期就業の実現

〔1. 資格取得を中心とした就業支援〕

事例1－②

介護福祉士資格による就業

支援期間	平成 22 年 7 月～平成 25 年 4 月（3 年間）
世帯構成	世帯人数:3 人 / 本人 30 代（小中学生 2 人）
支援前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大学中退後、結婚、末子出産後離婚。 ・離婚後、学校の給食調理員（非常勤）に従事。調理師免許取得。5 年契約の期間満了 8 ヶ月前に転職相談のため来所。 ・就労月収 17 万円、各手当で生活。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①就業を中心とした聞き取り ・就職の確実性から看護師を希望 ②高等職業訓練促進給付金の利用で公立の看護学校へ行くことを提案〔策定員〕 ③行政窓口の母子自立支援員に相談⇒利用が認められず、断念⇒方向性を失う〔本人〕 ④介護福祉士養成の公共職業訓練を提案〔策定員〕⇒近隣の福祉専門学校見学、応募⇒2 年間就学〔本人〕 ⑤遠方に在住のため来所できず、電話、メールでサポート ⑥訓練開始直前まで在職⇒雇用保険の延長措置⇒生活費を確保⇒公営住宅が当選⇒住居の確保〔本人〕 ⑦介護福祉士資格取得⇒卒業 3 ヶ月前から就職活動⇒夜勤ができない⇒常勤職員の応募が難航〔本人〕 ⑧就業⇒自治体が運営する福祉センターの非常勤職員
結果	<p>就業先:自治体運営の福祉センター ～就業中</p> <p>雇用形態:非常勤職員</p> <p>月収:19 万 8 千円 5 年任期(再雇用なし)</p>

支援内容の概要

当初の支援予定(高等職業訓練促進給付金を利用して看護師資格を取得する)の方針転換に伴い介護福祉士資格取得を目標とする。受講中は雇用保険、公営住宅の当選を経て資格を取得し、就業する。

【支援のポイント】

〔公共職業訓練の利用による介護福祉士の資格取得〕

非常勤の学校給食調理員は長期休暇中に無給となり、収入と雇用形態が不安定な立場であることから転職を希望していた。他に職歴がないため、介護福祉士資格が取得できる公共職業訓練の受講を提案し、本人の近隣地域にある福祉の専門学校の見学を勧め、応募した。2 年間の就学中は職員が電話やメールでサポートした。

〔国家資格の取得による雇用と収入の安定性の確保〕

卒業 3 ヶ月前から就職活動を開始し、子育てと両立が可能な日勤の非常勤職員に就職が決定した。福祉職としての専門性を高めながら、子どもの成長に伴い正規職員への転職にチャレンジ予定。

【就業支援の意義】

- ・公共職業訓練の利用－経験職種ではキャリアアップが難しいと判断。将来を見据えたステップアップのための資格取得
- ・雇用保険の延長と公営住宅の応募－就学中の経済補填
- ・就業活動の早期開始－資格取得～就業へのスムーズな移行

〔1. 資格取得を中心とした就業支援〕

事例1－③

介護雇用プログラムによる資格取得と就業

支援期間	平成 24 年4月～平成 24 年 12 月(住居確保給付金) 平成 26 年4月～平成 26 年 12 月(約8ヶ月)
世帯構成	世帯人数2人 / 本人 30 代 (保育所未入所児童 1 人)
支援前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年初頭に離婚。無職のため、就業希望で来庁。 ・平成 24 年4月から9ヶ月間は住居確保給付金(5万7百円)を受給し実家の援助を受けながら就業活動を始める。 ・各手当で生活、貯蓄なし。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①障害要因の聞き取り ・就業のために保育所に子どもを預ける必要がある ②勤務経験のあるサービス業に復職(時給 750 円)⇒受付から工場勤務に異動⇒職場環境に馴染めず退職[本人] ③再来庁⇒就業に関して再度、丁寧に聞き取り⇒以前から介護職に興味があり、人と触れ合う職種を希望[本人] ④介護職を目指す方向性を決める[本人、策定員] ⑤介護雇用プログラムの紹介[策定員] ⑥就業支援窓口で介護雇用プログラムの詳細を説明 ⑦就業の見込みがある介護雇用プログラムを利用⇒介護職員初任者研修の養成講座に通いながら、介護施設で就業(6ヶ月)[本人] ⑧介護職員初任者研修取得⇒就業⇒準正社員
結果	就業先: 介護施設 ～就業中 雇用形態: 準正社員(介護雇用プログラム) 月収: 15 万円(賞与有) 3年実務後介護福祉士を目指す

支援内容の概要

復職後に退職した経緯から、就業に関する聞き取りを丁寧に行う。介護職を目指す方針に基づき介護雇用プログラムを紹介し、利用。介護職員初任者研修を6ヶ月受け、介護施設に就業し、資格を取得。

【支援のポイント】

〔聞き取りによる就業の気づきと現状に応じた支援方針〕

本人の母親が親の介護で忙しく育児を頼れず、就業のためには子どもの預け先を確保する必要から以前の勤務先に復職し、保育所に預けた。子どもと過ごす時間を求め土日休みを希望すると勤務地が変更となり、退職した。改めて就業に関する聞き取りをし、祖母宅に来る介護職員を見て、介護職に興味があったとの気づきを得る。本人がやる気を持てる職種で就業支援する方針を固めた。

〔介護雇用プログラムの活用による就業〕

介護施設で就労しながら養成機関での資格取得を目指し、給与が支給される介護雇用プログラムを案内した。資格と経験が得られる制度を利用して、就業を確実にした。

【就業支援の意義】

- ・就業に関する丁寧な聞き取りー本人の希望を具体化した支援方策
- ・様々な選択肢の提示ー職業訓練、他プログラムの案内
- ・就業につながる支援ー介護雇用プログラムによる資格取得～就業

〔1. 資格取得を中心とした就業支援〕

事例1－④

教員免許取得による就業

支援期間	平成 22 年4月～平成 27 年6月(約5年)
世帯構成	世帯人数:5人 / 本人 30 代 (小学生2人、他2人)
支援前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年初頭に離婚し、実家に戻り両親と同居する。 ・事務職で就業するが体調を崩し退職。以降、パートで転職を繰り返す。無職のため就業相談で来庁。 ・英検、中国語検定、パソコン検定等の資格保有。 ・各手当と家族の支援で生活。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①阻害要因、就業希望の聞き取り ・転職を繰り返し仕事にやりがいを持ってない ・以前から小学校の教員になりたいという希望があった ・いずれは実家から転居し、自立したい ②聞き取りを踏まえた助言⇒教員免許は今からでも取得できると伝える〔策定員〕 ③自治体のパソコン講座でMOS(Word・Excel)の資格取得⇒自信となり、教員を目指す意思を固める〔本人〕 ④大学の通信教育課程で3年に編入⇒高等職業訓練促進費給付金の利用⇒2年間就学⇒教員免許を取得〔本人〕 ⑤就学中に公営住宅に当選し、転居、独立する〔本人〕 ⑥就業⇒市の任用教員(非常勤)後、経験を活かして県の代用教員(非常勤)となる
結果	就業先:小学校の代用教員 ～県の採用試験合格挑戦中 雇用形態:非常勤 月収:26 万円(賞与あり)

支援内容の概要

転職を繰り返していたため、就業希望の聞き取りを丁寧に行う。パソコン講座受講を経て小学校教員を目指す方向性を固め、高等職業訓練促進給付金を利用し大学に編入、教員免許取得後に就業。

【支援のポイント】

〔阻害要因を整理し、制度案内で支援方を具体化する〕

多数の資格を持ち、能力がありながら適職に就けずやりがいを持ってないでいたが、やりたかったことや諦めていたことを聞き取り、阻害要因を整理しながら実現可能であることを説明した。生活費として貸付等の制度があることも紹介し、具体的な方法を案内することで本人が前向きに目標に向かえるようサポートした。

〔生活全般をサポートする相談支援〕

数年にわたる支援の内容は住居、家族関係、就職先(収入優先で塾講師になるか迷う)など生活全般に及んだ。時間経過に応じて変化する本人の悩みを受けとめ、一緒に解決し、困難な小学校教員の免許取得～就業を実現した。相談支援は現在も続いている。

【就業支援の意義】

- ・詳細な聞き取り―諦めていた展望を聞き取り、具体化する
- ・各種制度の案内と利用―生活費等経済状況の支援策を明示する
- ・伴走型支援―生活の局面ごとの相談に応じ、共に乗り越えていく

〔2. 職業紹介機関との連携を活かした就業支援〕

事例2-①

看護助手の正社員（ハローワークマザーズコーナー）

支援期間	平成 26 年 4 月～平成 26 年 5 月（約 1 ヶ月）
世帯構成	世帯人数：5 人 / 本人 20 代（保育所児童 2 人、他 2 人）
支援前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年初頭に離婚。 ・ヘルパー 2 級を取得後、介護職員（パート）で就業。 ・短時間しか勤務できず退職、直後に来庁。 ・短大卒業後に結婚、出産したため事務職等の経験なし。 ・貯蓄、養育費、各手当で生活。
支援内容	<p>①就業の希望等の聞き取り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した収入のため正社員、自宅近辺の就業を希望 ・人と関わる仕事がしたいとの希望 ・ヘルパーで勤務した時に看護師の仕事に興味を持った <p>②看護助手を経験し看護師を目指す道があることを助言〔策定員〕⇒務まるか自信がない〔本人〕</p> <p>③ハローワークマザーズコーナーへ支援要請〔策定員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定員から相談者の状況（就労意欲が高い）、看護師資格を考えてもらいたいの看護助手で条件の良い求人を探してほしい旨を伝える <p>④就職支援ナビゲーターと面談⇒ハローワークマザーズコーナーで紹介された病院へ正社員で採用が決定</p> <p>⑤就業後に看護師学校受験に関する問合せ〔本人〕</p>
結果	<p>就業先：病院の看護助手、受付 ～就業中</p> <p>雇用形態：正社員</p> <p>月収：12 万円</p>

支援内容の概要

安定した収入のため、看護助手を経て看護師を目指す方針とする。ハローワークマザーズコーナーに希望を伝え、病院の看護助手及び受付の正社員で就業。看護師資格のフォローアップを続ける。

【支援のポイント】

〔就業のイメージを制度案内により具体化する〕

ヘルパー 2 級の資格を持つが、就業先では短時間しか勤務できず、退職後、来庁した。聞き取りでは看護師の仕事に興味を持っている様子だった。まだ 20 代なので看護助手を経験し、看護師を目指すことを提案し、検討するよう策定員から背中を押した。採用後にフォローアップの連絡をし、看護学校入学後に利用できる高等職業訓練促進給付金の案内等を積極的に進めている。

〔ハローワークマザーズコーナーとの連携〕

マザーズコーナーに支援要請する際には、電話で状況を伝え、スムーズに相談支援が始められるようにしている。就業希望条件等を予め伝えることで、本人が来所して就職支援ナビゲーターと面談後、早期に夜勤のない看護関係の職種で就業が決まった。

【就業支援の意義】

- ・生活状況、就業に関する聞き取り－本人の希望を明確化
- ・窓口の連携－希望の資格取得、就業を実現可能にする支援

〔2. 職業紹介機関との連携を活かした就業支援〕

事例 2-②

給食調理の正社員(ハローワーク)

支援期間	平成 26 年 5 月(1週間)
世帯構成	世帯人数:3人 / 本人 40 代 (高校生2人)
支援前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年に離婚。 ・担当課の窓口で就業支援、資格取得制度のチラシを見て初回相談に来庁。 ・高校卒業後、食品の製造・販売、調理等のパートを経て食品パック詰めの仕事に従事。 ・月収 14~15 万円、各手当で生活。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①就業の希望等を聞き取り ・調理の仕事に転職を希望 ②調理師の資格と経験を活かし、パート(8時~16 時)からフルタイムの調理の仕事を探す方向性を決める〔本人、策定員〕 ③ハローワークに同行支援〔策定員〕 ④ハローワークにおいて就職支援ナビゲーターと共に求人案件の検索⇒ジャンル不問で広く「調理」で求人検索〔本人、策定員〕 ⑤求人条件が合致する事業所に応募〔本人〕 ⑥面接を通過⇒採用が決定
結果	<p>就業先: 保育所の給食調理(日給 8,500 円) ~ 就業中</p> <p>雇用形態: 正社員</p> <p>月収: 18~19 万円</p>

支援内容の概要

調理師の資格と経験を活かす仕事に転職したいという希望が明確だったため、フルタイムの調理の仕事を探す方針とする。ハローワークに同行支援し、面談を実施。保育所の給食調理として正社員で就業。

【支援のポイント】

〔資格を活かした支援方策〕

就業の希望を中心として聞き取りを行い、資格の有無や就業経験を活かした就業相談を行った。さらに正社員へのキャリアアップを目指す方向性を決め、求人希望条件の内容をかためた。

〔ハローワークでの求人検索〕

ハローワークに策定員が同行支援し、就職支援ナビゲーターの3者で求人検索、検討をした。本人の希望条件(調理師資格とフルタイム)だけでは、就業先がしぼりきれなかったが、就職支援ナビゲーターと共に検討することで、本人の希望に近い就業先を当日中に見つけ、応募、来庁から1週間で就業が決まった。

【就業支援の意義】

- ・資格と就業の詳細な聞き取りー支援方策の検討
- ・ハローワークでの求人検索ー就職支援ナビゲーターを交えた求人票の検討によるスムーズな就業決定

〔2. 職業紹介機関との連携を活かした就業支援〕

事例2-③

求人開拓を活用した就業(無料職業紹介所)

支援期間	平成 25 年4月～平成 25 年6月(約2ヶ月)
世帯構成	世帯人数:4人 / 本人 30 代 (小学生2人、他1人)
支援前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年に離婚。 ・東日本大震災により被災し、失職。 ・被災者支援金(就業補償)で生活、3年経過後終了予定。 ・前職は接客業(パート)。 ・被災者支援金、貯蓄、各手当てで生活。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①生活状況、阻害要因等の聞き取り ・被災者支援金の終了見込みによる生活費の減少 ・生活と収入の安定を踏まえ、就業したい ・子どもと休日を合わせられる学校給食の仕事を希望 ②無料職業紹介所の登録[本人] ③無料職業紹介所の担当者と策定員が市の事業所(学校給食業務)へ求人開拓(事業所訪問) ・求人状況問合せ⇒常時募集との回答 ・事業所へ無料職業紹介所への求人票提出を依頼 ④事業所から応募に関する案内の連絡[策定員] ⑤応募手続きの指導⇒該当求人へ応募[策定員、本人] ⑥自治体運営の給食業務センターへ採用決定
結果	<p>就業先:自治体の給食業務センター ～就業中 雇用形態:パート(10時～15時、週5日勤務) 月収:約8万円</p>

支援内容の概要

就業補償が終了予定であることから就業が急がれるため無料職業紹介所を利用する方針とする。策定員と無料職業紹介所の担当者が事業所に求人開拓し、求人票提出を依頼。応募を経て就業。

【支援のポイント】

[希望条件の実現で時給が昇給]

被災してきた事情を踏まえ、地元へ戻った後の生活につなげることができる就業として、子どもの休みに合わせやすい学校給食の調理員を希望していた。就業後のフォローアップでは時給が上がり、正社員登用の道もあることから定住を考えている。

[無料職業紹介所と行う求人開拓]

プログラム策定員が無料職業紹介所の相談員と週1回、地域の事業所を訪問する求人開拓の際に、求人募集の状況について尋ねた。常時募集中とのことから、無料職業紹介所への求人票提出をお願いした。庁舎内の連携を活かし、求人の応募～面接～採用決定の手続きがスムーズに行われ、希望通りの就業先に決まった。

【就業支援の意義】

- ・被災してきた事情を踏まえた就業支援一丁寧な聞き取り
- ・求人開拓での事業所訪問一庁舎内のメリットを活かした求人票の依頼から応募、採用までの手続きにおけるスムーズな支援

〔2. 職業紹介機関との連携を活かした就業支援〕

事例2-④

介護職員初任者研修の紹介予定派遣 (民間職業紹介事業者)

支援期間	平成 25 年 10 月～平成 26 年 4 月(約 6 ヶ月)
世帯構成	世帯人数: 2 人 / 本人 30 代 (保育所未入所児童 1 人)
支援前の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年中頃に離婚。 ・合同就職説明会でプログラム策定事業を知り、子どもの発育の悩み、養育費の問題を抱えていた。 ・介護職の経験がなく、自信を持てないでいた。 ・各手当て生活、貯蓄なし。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①就業経験、阻害要因の聞き取り ・2ヶ月間ハローワークで求職活動するが、決まらず ②介護職のステップアップの説明と共に介護職員初任者研修講座を提案⇒受講後、資格取得[本人、策定員] ③履歴書・職務経歴書の作成指導[策定員] ④事業所へ応募⇒子育て等の悩みで落ち込んだ時は前向きになるようメンタル面を積極的にフォローアップ[策定員] ⑤保育所入所についてアドバイス[策定員]⇒入所決定 ⑥地元企業の求人が多く、幅広い就業形態が紹介できる民間職業紹介事業者に同行支援[策定員]⇒紹介予定派遣で介護施設に就業⇒正社員となる
結果	<p>就業先: 介護施設 ～就業中</p> <p>雇用形態: 紹介予定派遣後に正社員として就業</p> <p>月収: 約 19 万円</p>

支援内容の概要

子どもの発育の悩みがあり、日曜、祝日が休みの仕事を希望。介護職員初任者研修を受講し、介護職へチャレンジする方向性を固める。履歴書等の作成やメンタル面のフォロー、保育所入所を経て、民間職業紹介事業者の紹介予定派遣後、正社員として就業。

【支援のポイント】

〔寄り添い型の相談支援で阻害要因をひとつずつ解決〕

子どもが幼く、発育の悩み等から日曜、祝日が休みの仕事を希望していた。しかし、介護職の経験がないため自信が持てず諦めていた。資格取得によるスキルアップ、保育所の入所等、阻害要因をひとつずつ解決していく中で、前向きになった。結果が思わしくない時は落ち込んだ気持ちに寄り添い、励ました。

〔民間職業紹介事業者の案内による紹介予定派遣の利用〕

民間の職業紹介事業者を利用することにより、幅広い就業形態を提供できる体制づくりを進めている。安定した正社員での雇用を見越した紹介予定派遣として就業した。

【就業支援の意義】

- ・キャリア・カウンセリングー現実的な対応で状況を改善
- ・成功事例の紹介ープログラム策定の事例を説明し、具体案を提示
- ・紹介予定派遣の利用ー正社員での安定した就業の機会を得る

〔3. 保育等の課題がある場合の就業支援〕

事例3-①

子どもの預け先を確保して就業(他室課等との連携)

支援期間	平成 26 年 7 月～平成 26 年 11 月(約4ヶ月)
世帯構成	世帯人数:5人 / 本人 30 代 (保育所未入所児童 1 人、他3人)
支援前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年4月に離婚。 ・保育士のパートを退職予定であり、実家からの自立が難しいことから事務職での正規雇用を目指し来所。 ・養育費は1回のみ支払い、以後未払い。 ・月収 7 万円、各手当で生活。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①資格、阻害要因等の聞き取り ・幼稚園教諭、保育士資格を保有 ・本人に軽度の障害があり、資格を活かす仕事が難しい ・パソコンのスキルを上げたいとの希望 ②公共職業訓練(IT 基礎研修)を案内⇒ハローワークへ支援要請、同行支援[本人、策定員] ③公共職業訓練受講[本人]⇒受講期間中(3ヶ月)は雇用対策法に基づく訓練手当を受け、生活の安定を図る⇒子どもは保育所の一時預かりを利用 ④子どもに発達障害の疑いが見つかる⇒子どもの相談機関、保育課と連携⇒混合保育枠で入所 ⑤就業⇒求職活動日に応募し、公共職業訓練を活かした企業に決まる
結果	就業先:設計業の事務職 ～就業中 雇用形態:正社員 月収:17 万5千円

支援内容の概要

公共職業訓練でパソコンスキルを上げ、子どもの保育所入所手続きを取る方針とする。受講中は雇用対策法に基づく訓練手当を受け、子どもは保育課等の協力で入所する。事務職の正社員で就業。

【支援のポイント】

〔複合的な問題を整理し、公共職業訓練を受講する〕

資格を持っているが軽度の障害があり、事務職の正規就業を希望していた。さらに保育所が週3回の一時預かりのため、フルタイムでの就業が難しかった。複合的な要因を抱える中で事務職の就業活動のため IT 基礎研修の公共職業訓練を受講し、受講中は雇用対策法に基づく訓練手当を受け、生活費の補填とした。

〔配慮の必要な子どもの預け先を確保〕

公共職業訓練の受講時に保育を利用したところ、子どもに発達障害の疑いがあった。親である本人に伝え、策定員より子どもの相談機関、保育課に対応と預け先を問合せた。保育所に混合保育枠で入所することが決定し、正社員として就業することができた。

【就業支援の意義】

- ・困難な要素を複数抱えた対象者への支援－聞き取りでの状況把握
- ・公共職業訓練－訓練手当の利用など附設の制度も利用
- ・子どもに関する対応－可能な限り庁内で連携し、預け先等を確保

【3. 保育等の課題がある場合の就業支援】

事例3-②

子どもの預け先を確保して就業(策定員による施設紹介)

支援期間	平成 26 年3月～平成 26 年 10 月 (約 7ヶ月)
世帯構成	世帯人数:5人 / 本人 30 代 (小学生2人、他2人)
支援前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年初頭に離婚。 ・金融機関に勤務後、長期の専業主婦を経てアルバイト。 ・子どもに発達・知的障害があり、短期雇用(アルバイト)を繰り返す。 ・各手当で生活、貯蓄なし。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①障害要因、就業等の聞き取り ・子どもの特別支援学級送迎のため短時間の仕事を希望 ②仕事の選択肢を広げるため、パソコン講座(エクセル3級検定講座)を案内、受講[本人] ③受講中はコンビニエンスストアで短時間アルバイト ④自立するため、フルタイムで就労ができる方法を検討[本人、策定員] ⑤障害児放課後等デイサービスを策定員が見学⇒本人に紹介⇒施設見学に行く ⑥履歴書・職務経歴書の作成・添削・面接指導[策定員] ⑦パソコンのスキルを活かせる求人情報の提供[策定員] ⑧障害児放課後等デイサービスを利用⇒一般事務の正社員に就業⇒安定した就労と生活を得る
結果	就業先:機械器具販売会社の事務職 ~就業中 雇用形態:正社員 月収:約 15 万円(賞与有)

支援内容の概要

障害要因、就業希望の聞き取りを行い、アルバイトから正社員を目指す方針とする。パソコン講座を受講しスキルアップを図り、履歴書等の作成、面接対策を実施。勤務時間を確保するため策定員が障害児放課後等デイサービスを紹介し、利用する。事務職の正社員で就業。

【支援のポイント】

[配慮の必要な子どもの預け先を確保して就業できる環境をつくる]

専業主婦の期間が長くブランクがあり、就業への自信が持てなかった。子どもが特別支援学級に進学し、送迎に時間が必要なため短時間雇用限定などの要因を抱えていた。まずパソコン講座でスキルアップし、次に策定員が障害児放課後等デイサービスを見学し紹介、利用に至った。きめ細やかな支援により、様々な問題を解決することで就業が実現した。

[履歴書等の書類作成指導]

履歴書、職務経歴書等の作成指導を行い、効果的な書類作成に基づく書類選考突破を目指している。

【就業支援の意義】

- ・丁寧に聞き取り職業生活の目標を明確にするー細やかな支援方策
- ・パソコン講座受講の勧奨ー履歴書に資格を追加、自信不足を補う
- ・生活・仕事の情報提供ー子どもの保育を含め問題を共に解決する

〔3. 保育等の課題がある場合の就業支援〕

事例3-③

再就職支援による正社員就業(就業支援窓口)

支援期間	平成 25 年 11 月～平成 26 年 7 月(住居確保給付金) 平成 25 年 10 月～平成 26 年 11 月(約 13 ヶ月)
世帯構成	世帯人数 3 人 / 本人 30 代 (小学生 1 人、保育所児童 1 人)
支援前の状況	・平成 24 年中頃離婚。 ・離婚後は保育所に子どもを預け、実家の商店の手伝い ・他の就業経験はコンビニエンスストア(アルバイト)のみ。 ・各手当てで生活、貯蓄なし。
支援内容	①阻害要因、就業の希望等の聞き取り ・事務の正社員就業を希望 ・子どもの保育所の迎え時間までの勤務 ②住居確保給付金(5万円)を受給 ③実務経験等の欠如⇒公共職業訓練(3ヶ月)を受講(OA 事務・簿記科の PC 講座)[本人] ④就業支援窓口を利用⇒営業事務に採用⇒採用時の条件と異なり残業を課せられ、保育所の迎えに支障が出たため、3ヶ月で退職 ⑤再来庁⇒就業希望に関する詳細な聞き取り[策定員] ・就業の希望条件(時間、正社員等)について改めて確認 ⑥就業支援窓口で2ヶ月間求職活動[本人] ⑦公共職業訓練の受講経験を活かした就業が決まる
結果	就業先: 製造業の事務職 ～就業中 雇用形態: 正社員 月収: 16 万円

支援内容の概要

子どもの保育所の送迎に間に合う安定した就業を目指す方針とする。住居確保給付金の受給、公共職業訓練の受講を経て就業するが、退職。再度、希望等について綿密に聞き取り、事務職の正社員で就業。

【支援のポイント】

[就業条件の詳細を聞き取り求人票とすり合わせる]

安定した収入、保育所に合わせた勤務時間、実家を手伝うために土日休みを希望など、就業条件を聞き取った。事務職の経験がなかったため、事務関連の公共職業訓練を案内し、就業経験の不足を補う支援を行った。就業先は営業事務のため残業する曜日があり、当初の条件と異なったため退職することになった。再度の聞き取りでは、改めて希望条件を細かく聞き取り、面接の際には事業所に求人条件を確認することで、希望に添う就業が決定した。

[就業支援窓口の利用]

困窮者の就業支援の実績を有する庁内の部署と共に雇用に関する専門知識を活用し、求人票を検討、連携して進めている。

【就業支援の意義】

- ・就業条件の聞き取り－希望条件の詳細を事業所に確認する
- ・庁内部署との連携－労働関係の専門知識を活用した就業支援
- ・退職～再来庁に至る支援－信頼関係の構築で受入の基盤をつくる

〔3. 保育等の課題がある場合の就業支援〕

事例3-④

生活環境を含む継続した支援(策定員によるフォローアップ)

支援期間	平成 26 年4月～平成 26 年9月(約5ヶ月)
世帯構成	世帯人数:5人 / 本人 40 代(小学生1人、保育所児童1人、他2人)
支援前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年初頭に離婚。離婚前は専門職で勤務。 ・転勤を機に保育所に子どもを預けたが、子どもにストレス性障害が発症し、一緒に過ごす必要性を感じ、退職。 ・夢だった看護師の道に進みたいと希望を持ち来所。 ・貯蓄、各手当で生活。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①阻害要因、就業希望の聞き取り <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと過ごす時間が確保できる仕事を希望 ・職種は看護師を希望するが、費用を工面できないと悩む ②看護師の正社員は夜勤があるため、看護の職場を実際に体験してみてもと提案〔策定員〕 ③看護師資格取得の金銭補助制度がある病院に応募する方針を固める〔本人、策定員〕 ④ハローワークマザーズコーナーへ支援要請⇒看護助手の正社員として就業が決定〔本人、策定員〕 ⑤児童扶養手当の申請がないため、プログラム策定員から連絡⇒申請できるので来庁し、手続きを促す〔策定員〕 ⑥来庁時に策定員が面談⇒看護師資格取得の案内実施
結果	就業先:平成 26 年9月より病院の看護助手 ～就業中 雇用形態:正社員 月収:17 万円

支援内容の概要

看護師を希望し、資格取得の金銭補助制度がある病院に就業する方針とする。ハローワークマザーズコーナーに予め希望条件を伝え看護助手の正社員に就業。フォローアップによる手当申請の連絡実施。

【支援のポイント】

〔来庁前後の状況の詳細な聞き取りとフォローアップ〕

退職の経緯や心配事について聞き取りをする途上で阻害要因が明らかになった（その後子どもについては元気になり、楽しく過ごしていることを確認）。就業後のフォローアップで、児童扶養手当の申請に来ないためプログラム策定員が連絡を取り、要件に該当することを伝え、手続きを促す。看護学校入学については、継続して支援するので諦めないで欲しいと伝えた。

〔就職支援ナビゲーターとの情報共有〕

本人の希望、状況などの聞き取り内容をできる限り詳細にハローワークに伝えている。求人紹介では、将来の展望を踏まえて求人票の検討を行い、希望条件と合致する就業が決まった。

【就業支援の意義】

- ・就業の希望と阻害要因の確認－児童扶養手当申請状況等のひとり親対象の制度全般を含めた継続的な支援
- ・家庭の状況に応じた支援方策－夜勤等の勤務内容を踏まえた検討

個別報告書

自治体におけるひとり親家庭就業支援の取組内容

調査先自治体〔所沢市・野田市・足立区・野洲市・寝屋川市・北九州市・（参考）東京都〕におけるひとり親家庭就業支援の取組をまとめた。「母子・父子自立支援プログラム策定事業」をはじめとするひとり親家庭就業支援の実施例として参考にされたい。内容については平成 27 年 9 月時点。

目次

I	所沢市の取組【ハローワークと連携した就業支援】	35
II	野田市の取組【支援員によるきめ細やかな就業支援】	40
III	足立区の取組【就業までの期間に応じた就業支援】	45
IV	野洲市の取組【各種制度を活用した就業支援】	49
V	寝屋川市の取組【ハローワークと連携した就業支援】	54
VI	北九州市の取組【委託運営による広範囲の就業支援】	59
	(参考情報)	
	東京都の取組【専門性を活かした広域での就業支援】	64

I 所沢市の取組【ハローワークと連携した就業支援】

1 所沢市の概況

所沢市は中核市及び特例市として制定されている。全世帯数は年々増加し、平成 25 年度に 15 万人に達した。児童扶養手当受給者数は 2 千人強であり、全世帯数の 1.4% を維持している（表 1）。

表1 所沢市 全世帯数と児童扶養手当受給者数(平成22年度～平成26年度)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全世帯数	147,187	148,652	149,865	151,090	152,639
児童扶養手当受給者数	1,987(1.3%)	2,041(1.4%)	2,145(1.4%)	2,148(1.4%)	2,155(1.4%)

*各年度3月末

2 事業担当組織

ひとり親家庭の支援を所掌しているこども未来部こども支援課では、毎年度「ひとり親家庭生活情報」の冊子を作成している。市内のみならず、国、埼玉県が行っている制度・事業の紹介や、支援団体、相談機関などの連絡先を掲載し、支援対象者に配布している。「経済的な支援」として就学支度金や子ども対象の授業料減免制度や補助制度等を紹介し、ひとり親の負担が軽減する機会の広報に努めている。

母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」）は母子・父子自立支援員と兼任しており、その業務はひとり親に関する相談業務、制度利用の手続き等、多岐に渡り、幅広い支援を実施している（表 2）。

表2 所沢市のプログラム策定事業担当部局とひとり親家庭支援実施事業

担当部局	こども未来部こども支援課
ひとり親家庭支援実施事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業、高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業、母子父子寡婦資金貸付金（進達事務）、日常生活支援事業、就学支度金（進達事務）
プログラム策定員	3人(非常勤職員)、母子・父子自立支援員と兼任
勤務日数	月16日、8:30～17:00

3 プログラム策定事業実施状況

プログラム策定事業は平成 21 年 4 月から実施している。平成 22 年度から平成 23 年度にかけてプログラム策定件数が大幅に増加した後、多少前後しながらも、平成 26 年度実施まで策定件数を着実に伸ばしている。就職者の割合は 50% 台～70% 台と比較的高い割合で推移している（表 3）。就職者は医療・介護分野が多い。同分野は、資格要件が必須でないことに加え、人材不足による求人の多さから、常勤で採用される確率が高い。

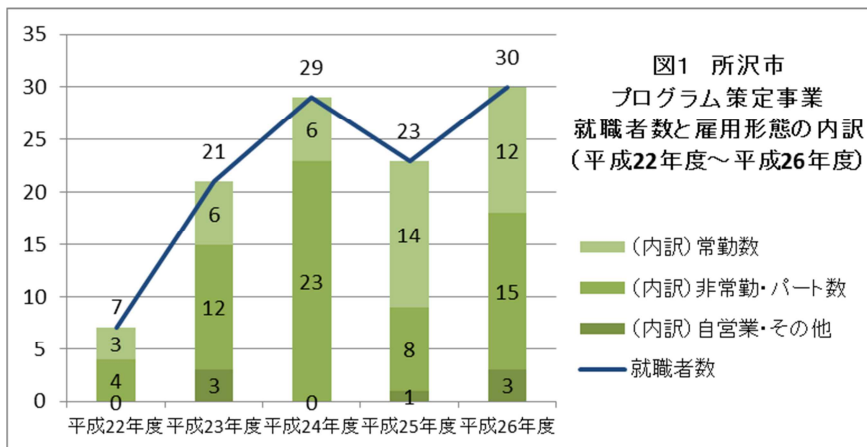
一方、支援対象者は全般的に事務の希望が多いが、募集が少なく、経験・スキル・年齢などとのマッチングが難しい。相談当初は常勤での就業が希望であっても、支援期間が長くなり、阻害要因を自覚するにつれて、パートなど非正規就業を選択せざるを得なくなる。しかし、公的職業訓練によるスキルアップ、あるいは資格の取得などで常勤の雇用が実現し、相談前より収入が格段に増える可能性もある。

(所沢市)

表3 所沢市 母子・父子自立支援プログラム策定事業(平成22年度～平成26年度)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
プログラム策定件数	13	36	53	31	47
就職者数	7(53.8%)	21(58.3%)	29(54.7%)	23(74.2%)	30(63.8%)

* ()はプログラム策定件数に対する割合



4 プログラム策定事業の流れ

(1) 所沢市役所での支援

実施の流れは、策定員が支援対象者の状況を聞き取り、状況に応じて、プログラム策定事業を紹介し、支援対象者が実施を決定してから様式を作成する。プログラム策定の後、ハローワーク所沢へ同行支援する。その際に、所沢市福祉事務所長から所沢公共職業安定所長に宛てた支援要請の文書(生活保護受給者等就労自立促進事業の支援要請について)と作成した書類一式を持参し、支援対象者、策定員、就職支援ナビゲーターの3者面談が行われる。

策定員が支援対象者の状況を聞き取る際に、同じフロアの『幼児ルーム』に子どもを預けることができる。『幼児ルーム』はベビーベッドやおもちゃ、絵本等が置かれ、保育士が常駐しており、所沢市役所で用務中の子ども連れが利用できるスペースとして開放されている。



【所沢市役所幼児ルーム】

(2) ハローワーク所沢での支援

ハローワーク所沢では、事前に策定員から支援対象者の主な情報が送られ、就職支援ナビゲーターが支援対象者の希望に近いと思われる求人票を準備している。そのため、ハローワークでの初回面談から、すぐに就業相談を始めることができる。就職支援ナビゲーターによると、求人票は必ずしも応募しなければいけないというのではなく、支援対象者の就業への意向を知るためのツールとしても使用しているとのことである。

就業支援は支援対象者の状況を総合的に判断し、給料、通

勤時間、雇用形態などの希望と求人票の内容をすり合わせながら行う。また、並行して履歴書や職務経歴書の書き方を見直し、「勝てる履歴書」づくりを通じて、確実に就業に結びつけるよう対策を取っている。

5 プログラム策定事業の利用実態

(1) プログラム策定の設定期間

プログラム策定事業の利用について、就労決定までは早ければ1～2ヶ月、概ね3～4ヶ月である。終了時期を6ヶ月と設定しており、その後は支援対象者に「継続」「終了」「再策定」を選択してもらおう。「継続」は策定したプランに基づき支援を続け、「再策定」は現状を踏まえて改めてプランを作り直す。「終了」

は連絡がつかない、体調不良などによる中断である。「終了」のうち、転職希望でプランを策定した場合、勤務先に辞意を伝えると「辞められ



【所沢市役所子ども相談スペース】

われ、待遇がアップし、転職を留まったケースなどがある。

(2) 相談対応の効果

支援に際しては“支援対象者が現状でできることを就職に結びつけていくような支援”を心がけている。初回の相談では「仕事をしたいものの、自分に何ができるのかわからない」という状態の支援対象者が少なくないが、現状の聞き取りを通じて、できることを整理していくうちに、前向きな気持ちと共に就業に向けた具体的な活動のイメージが湧いてくる。結果として、職業訓練中の支援を受けることができる公共職業訓練の受講によるスキルアップや、やりがいのある仕事に就くことができた、など支援対象者の気持ちに寄り添った支援になっている。

児童扶養手当受給者、または同等の所得水準にあるひとり親家庭の皆様へ
《母子・父子自立支援プログラム策定事業》
※生活保護受給の方を除く

就労活動を **応援** します！

所沢市では、ひとり親家庭等の自立及び就労を支援するため、母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施しています。
「母子・父子自立支援プログラム策定員(母子・父子自立支援員)」は、ひとり親家庭等の父または母からの相談をお受けし、就職に向けたサポートを行います。

1: プログラムによる支援内容
ハローワークと連携し就労支援・職業訓練の受講勧奨等を行ないます。特に、ハローワークの担当職員による個別支援と優先的な職業勧奨が行なわれることから、適切な評価に基づく職業紹介や資格取得につながっています。

2: 支援プログラム作成の流れ
① 自立支援プログラム策定を希望される方は、担当する「母子・父子自立支援プログラム策定員(母子・父子自立支援員)」との面接が必要です。
② 面接終了後、作成したプログラムに基づき、ハローワークへの支援要請を行ないます。
③ ハローワークでの初回面接には、支援員が同席します。

3: 問い合わせ先
所沢市 子ども未来部 子ども支援課 電話：04-2998-9124
担当： 母子・父子自立支援プログラム策定員 (母子・父子自立支援員)

【母子・父子自立支援プログラム策定事業の案内】

(3) 求職者支援制度（職業訓練受講給付金）¹の利用

ハローワーク所沢と連携し、求職者支援訓練や公共職業訓練を原則無料で受講できる制度の利用を推進している。一定要件を満たせば訓練期間中（2ヶ月～2年）、月額10万円と通所手当が支給される。

6 連携体制

(1) 連絡票の使用と求人票の共有によるスムーズな支援

支援対象者が「生活保護受給者等就労自立促進事業」への移行を了承した上で、所沢市役所からハローワーク所沢への支援要請が行われる。実務的には、聞き取りの結果をまとめた連絡票と同行支援に伴う支援対象者の紹介による引き継ぎである。

支援の主な流れがハローワーク所沢に移ってからも、支援対象者が応募した求人票は、都度、策定員にファックスで送られ、情報共有が図られている。就職活動支援の進捗状況などを知ることができる上、例えば希望職種が事務から介護へ移った、あるいは応募の雇用形態が変化した、など支援対象者の就業に対する意向を把握することができる。

¹ 他の要件として、本人収入月8万円以下、世帯全体の収入月25万円以下などがあり、全ての要件を満たす場合に対象となる。

(2) 立地条件を活かした関係性の構築

所沢市役所とハローワーク所沢の関係構築には、徒歩5分程度の立地条件が大きな役割を果たしており、近距離であることが高密度の関係性を築く利点となっている。また、こども未来部こども支援課とハローワーク所沢では、就労支援を実施する他機関も参加する協議会を開催し（年2回）、福祉全般

に対する問題意識の共有が日頃の支援体制に良好な結果をもたらしている。

さらに、ハローワーク所沢に訪れた相談者の聞き取りをしていくうちに、市役所での支援を受けたほうがよいと思われる場合は、こども支援課に紹介することがある。市役所からハローワーク所沢への同行支援だけではなく、支援の網を広く取り、迅速かつ相互に対応する関係となっている。

様式第2号		所沢市母子・父子自立支援プログラムシート	
No. _____		面接日 年 月 日	
氏名	生年月日	S・H	年 月 日 (歳)
住所	所沢市	電話	
主訴 (相談に至った経緯)	自立目標		
ひとり親となった理由 (職業等)	子育て・療育の状況 (通塾等)		
住居形態 (家賃)	家計の状況		
	給料 (円)	+児童扶養手当 (円)	+児童手当 (円)
負債の状況	実家 (援助について)		
	同居	別居: 住所	
健康状態	資格・免許		
	最終学歴		
仕事の有無	就労中・求職中	健康保険	
職業・仕事内容		年金	
雇用形態・給与		パソコン	
休日等		パソコンスキル	
勤務時間等		自転車通勤	
勤務年数		車通勤	
その他		自宅の車有り状況	
ハローワーク初回面接日 _____			

【所沢市からハローワークへの連絡票】

7 取組内容

(1) 広報周知（所沢市役所）

プログラム策定事業の広報としては、公共施設におけるチラシの設置、児童扶養手当関連書類の送付時のリーフレット同封をしている。児童扶養手当の現況届受付の際には、室内にポスターを貼るなどし、広く呼びかけている。この現況届受付の際に行う広報は、事業に関する問合せが寄せられ、効果が比較的高い。また、所沢市役所のホームページにおいて「ひとり親家庭生活情報」など、ひとり親家庭対象のハンドブックや子育て情報の冊子をダウンロードできる。



【ひとり親家庭生活情報 冊子】



【子育て情報冊子 ところっ子育てガイド】

(2) 助成金の案内（ハローワーク所沢）

求人開拓全般は求人担当が行っており、ひとり親の求人先の開拓、紹介にあたっては、「くるみんマーク」²を取得している事業主に対して優先的に問い合わせしている。また、求人検索の際は、託児所の有無も有益な情報としている。

事業主に対する支援としては「特定求職者雇用開発助成金」（特定就職困難者雇用開発助成金）³の利用率が高い。母子家庭の母、児童扶養手当を受給している父子家庭の父等を雇用した場合、事業主に対して賃金の一部に相当する額を助成する制度は、事業主と安定的な雇用を望むひとり親の双方が利用しやすい制度となっている。



【ハローワーク所沢相談ブース】

² 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と子育てのための職場環境を進めている企業に認定される。

³ 高年齢者、ひとり親等をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者に限る）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する制度。母子家庭の母、父子家庭の父等の雇用に対しては賃金の一部に相当する額として50万円（中小企業に対しては60万円、いずれも短時間労働者以外）が年間、6ヶ月毎に分割して支給される。

（所沢市）

Ⅱ 野田市の取組【支援員によるきめ細やかな就業支援】

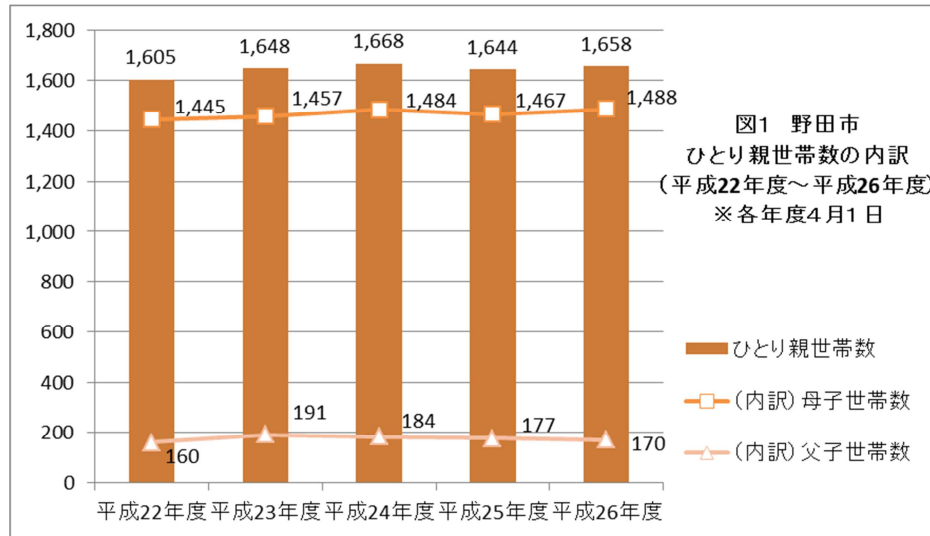
1 野田市の概況

野田市は平成15年に旧関宿町と旧野田市が合併して誕生した。平成27年度の世帯数は6万4千世帯になることが推定される。ひとり親世帯数は、概ね1千6百世帯で推移し、父子世帯数は平成23年度に増加した後、微減傾向にある。児童扶養手当受給者数は平成22年度～平成26年度にかけて1.9%～2.1%で推移している（表1、図1）。

表1 野田市 全世帯数と児童扶養手当受給者数(平成22年度～平成26年度)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全世帯数	61,250	61,950	62,992	63,322	63,956
児童扶養手当受給者数	1,131(1.9%)	1,275(2.1%)	1,314(2.1%)	1,312(2.1%)	1,298(2.0%)

*各年度4月1日



2 事業担当組織

表2 野田市のプログラム策定事業担当部局とひとり親家庭支援実施事業

担当部局	児童家庭部児童家庭課
ひとり親家庭支援実施事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業、高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業、独自事業：ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業、養育者手当、ひとり親家庭向け求人情報の開拓
プログラム策定員	3人(非常勤職員)、母子・父子自立支援員、婦人相談員と兼任
勤務日数	週4日、9:00～17:00/11:00～19:00(月曜日は夜間相談に対応)

野田市は平成14年度に「ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定（平成27年3月に第3次改訂版）し、ひとり親家庭支援に取り組んでいる。平成15年度には、ほかの自治体に先がけて父子家庭手当（平成22年度からは「養育者支援手当¹」に改編）を創設したほか、「ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業²」やひとり親家庭向け求人情報の開拓など、就労や居住、育児等の幅広い分野の支援を通じてひとり親家庭の自立を総合的・計画的に進めている。

母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」）

¹ 父母の離婚などにより、父及び母と生計を同じくしていない18歳到達後の最初の3月末までの児童を養育している者が対象。手当額：児童扶養手当に準ずる。

² 市内に1年以上居住し、離婚から半年以内のひとり親家庭等を対象に、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成する。入居に係る1ヶ月分の家賃及び仲介手数料のうち、総額13万円が限度。営繕課所管。

(野田市)

3人は、母子・父子自立支援員（以下「自立支援員」と兼任している。7年～11年の豊富なキャリアをもち、長年の経験で培ったノウハウのほか、前職（民生委員、保育士、会社員等）を活かした相談支援に努めている（表2）。

3 プログラム策定事業実施状況

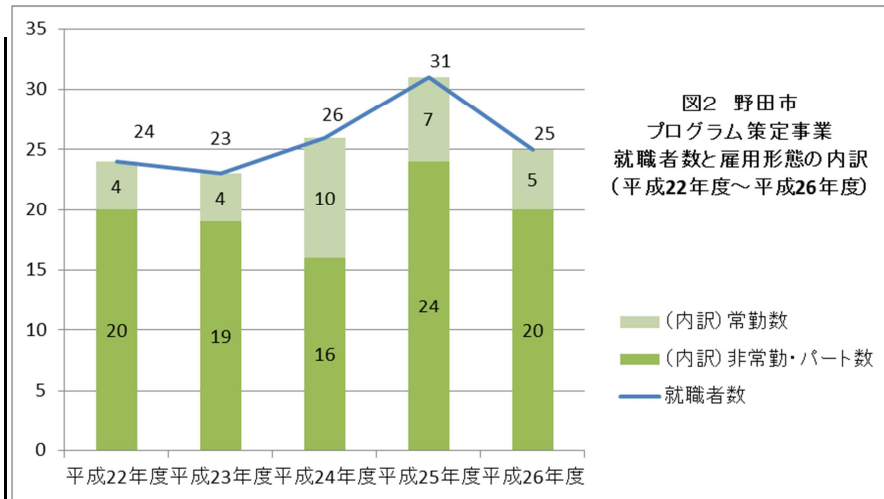
プログラム策定事業は平成19年度から実施しており、新規のプログラム策定件数は平成22年度から平成26年度にかけて徐々に減少しているものの、平成24年度以降の就職者の割合は60%以上を維持している（表2）。内訳は非常勤・パートの就職が約8割を占め、業種は介護職や倉庫内作業（ピッキング）が多く、介護職については、資格の面から常勤勤務が可能でも、夜勤を回避して非常勤として就業する傾向がある。常勤は「高等職業訓練促進給付金等事業」を利用して看護師などの資格を取得した者などがいる（図2）。

支援対象者の多くが正社員を希望するが、まずは非正規で就職してから正規を目指し、資格を取得するなど就業先でのステップアップを目指す提案等をしている。個々の状況に応じたきめ細やかな支援に努め、スキルアップによる職場での

表2 野田市 母子・父子自立支援プログラム策定事業(平成22年度～平成26年度)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
プログラム策定件数	61	51	42	42	38
就職者数	24(39.3%)	23(45.1%)	26(61.9%)	31(73.8%)	25(65.8%)
策定実施中	37(60.7%)	28(54.9%)	16(38.1%)	11(26.2%)	13(34.2%)

* ()はプログラム策定件数に対する割合



待遇改善等を含めて対応している。

4 プログラム策定事業の流れ

(1) 児童家庭課での支援

野田市では離婚届を市民課窓口
に届け出ると、児童家庭課へと案内する用紙を手渡している。支援対象者が同じフロアにある児童家庭課の窓口に行くと、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成等の離婚に際しての手続きについて職員が説明し、可能であれば当日中に手続きする。その後、自立支援

(例)
戸籍届出(離婚届)
転入・転居・転出
世帯分離・世帯合併・世帯主変更
の手続きをされましたので、下記の担当窓口で確認をしてください。

国保年金課(国民年金係)	⑥番
国保年金課(後期高齢者医療係)	⑤番
国保年金課(保険税係)	⑤番
介護保険課	⑪番
児童家庭課	⑩番
学校教育課	7階
保健センター(出生連絡票・検診等)	本庁隣

【市民課窓口で渡す用紙】

(野田市)

員が面談を行い、生活支援や就労支援などの各事業について案内すると共に、離婚後の収入（貯蓄、負債の有無）、仕事、住居、子どもの環境等について聞き取りをした上で、個別の状況を記録する相談記録票を作成し、児童家庭課での支援のほか、関係課や関係機関の継続的な支援につなげている。

また、就労意欲がある方にはプログラム策定事業の説明をし、当日または後日来庁し、初回相談をする流れになっている。プログラム策定は、住居や子どもの預け先など生活環境における就労への阻害要因の整理と併せて行うが、メンタル面の支援が必要な場合など、短期的に就労することが難しいケースも多く、丁寧な聞き取りを心がけている。

就業のためのスキルや資格がない場合は、本人の希望によりパソコン講習会（後述）や「高等職業訓練促進給付金等事業」等の案内をする。

就業先の選定は庁舎内にある無料職業紹介所（後述）と、ハローワークの求人情報を参考としており、無料職業紹介所は市内、ハローワークは全



【児童家庭課窓口 右奥が市民課窓口】

国と異なる地域の求人を検討することができる。無料職業紹介所のひとり親家庭向けの求人については児童家庭課の窓口でも閲覧ができるため、支援員と一緒に検討し、希望する求人がある場合は、連絡票（同意書）を持参の上、同行支援を行う（本人の希望によりハローワークへの同行も可能）。応募に際しては策定員が書類作成や面接対策の指導をし、応募結果は支援対象者及びハローワークと共有し、就職の状況を把握している。

（２）無料職業紹介所での支援

野田市は平成 16 年より庁舎 2 階に無料職業紹介所を開設し、ハローワークの求人情報に加え、市内の事業所の求人情報を相談員が独自に収集し、提供している。開設日は週 3 日（月・水・金曜）、9:00～17:00（12:00～13:00 除く）である。相談員 3 人（うち内職担当 1 人）が常駐し、策定員及び自立支援員との連携により、ひとり親家庭向け求人情報の開拓（後述）を行い、児童家庭課窓口で求人情報を提供している。

また、生活困窮者の総合相談窓口「パーソナルサポートセンター」が紹介所と隣接しており、こちらにひとり親家庭が相談に



【求人票 パート/常用雇用】

来た場合も庁舎内でスムーズに連携する体制が整っている。

5 野田市のひとり親家庭支援の取組

(1) 離婚前相談～プログラム策定時の担当制

野田市は離婚前の相談にも応じており、離婚を考えている相談者が、離婚後の生活の変化（住居や養育費、就業、子どもの進学など）の具体的な内容について相談を受けている。相談者に対しては婦人相談員を兼務する自立支援員が現状を踏まえた支援や助言を行い、離婚後も離婚前相談の記録を基に生活全般の相談支援を行い、就業については同じ自立支援員がプログラム策定員として対応する。このように相談初期から同じ自立支援員が担当し、状況に応じて役割を変えながら（婦人相談員→自立支援員→プログラム策定員）一貫して支援しており、自立までの長期的な支援を視野に入れ、伴走型の担当制を採っている³。

(2) 市独自のひとり親家庭向け求人開拓


無料職業紹介所の相談員に自立支援員が同行する求人開拓については、毎週金曜日に市内の事業所を訪問し（10件程度／日）、勤務時間や休日等の雇用条件を聞き取っている。併せて、野田市作成のパンフレットを持参し、ひとり親が希望する雇用条件（短時間勤務や突発的に起こる子どもへの対

³ DV被害については児童家庭部人権・男女共同参画推進課が担当。

応による欠勤など)への理解や市の雇用助成制度について説明している。主に紹介している制度は「野田市雇用促進奨励金⁴」と「特定求職者雇用開発助成金」である。実績については、平成26年度は284社を訪問し、ひとり親も対象とする求人を225社（2,941人分）開拓し、情報提供した。地道で積極的な活動と共に庁内で連携する体制を築き、ひとりでも多くの就業に結びつけられるよう取り組んでいる。

ひとり親家庭の方の 雇用の安定のために

— 各種支援のご案内 —



野田地区雇用対策協議会

2 ひとり親等を雇用する事業主に対する助成金

(1) 野田市雇用促進奨励金

ひとり親を雇用する事業主に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することにより、ひとり親の雇用の拡大を容易にし、福祉の増進に資することを目的としています。

- 対象となる者
【ひとり親家庭の親】
児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で規則に定める程度の障害の状態にある者）の父又は母であって次のいずれかに該当する者とする。
ア 現に婚姻をしている状況にない者
イ 配偶者が規則に定める程度の障害の状態にある者
ウ 配偶者の死亡が1年（配偶者が没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難と推想した場合にあっては3箇月）以上明らかでない者
エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者
オ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
【高年齢者】 55歳以上の者とする。
【障がい者】 次のいずれかに該当する者とする。
ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
イ 療育手帳の交付を受けた者
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 申請できる事業主
奨励金を受けることのできる事業主は、市内に事業所を有し、市内在住のひとり親家庭の親等を公共職業安定所のあつせん、または野田市無料職業紹介所のあつせんにより雇い入れ、相当期間夜間労働者として雇用することが確実と認められる事業主で、市税を完納している者とする。
- 支給額
雇用したひとり親家庭の親等1人につき、各月の賃金の100分の10に相当する額（その額が15,000円を超える場合は、15,000円を限度とする）。
- 支給期間
雇用した日の属する月の翌月から12か月以内。
- 問合せ及び交付申請窓口
野田市民生経済部商工課 電話 04-7125-1111（内線 31333）

【ひとり親家庭の雇用に関する助成金の案内 求人開拓で持参している 野田市作成】

4 ひとり親家庭等を紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として受け入れた場合に、雇用したひとり親家庭の親1人につき各月の賃金の100分の10に相当する額を支給。月15,000円を限度とし、12ヶ月以内とする。

(3) 就業支援パソコン講習会の実施

ひとり親家庭の母、父、寡婦を対象として、就業支援パソコン講習会を実施している(受講料は無料、テキスト代と資格受験料のみ負担)。野田地域職業訓練センター(さわやかワークのだ)に委託しており、年度内に2回開催している(5月と10月にスタートする約4ヶ月間のコース)。

講習時間が夜間(18:00~21:00)で、託児サービス⁵があるため、スキルアップを目的とした就業中のひとり親も通いやすい時間設定となっている。講習の内容は「Microsoft Office Specialist(ワード、エクセル)」の認定資格であり、受講者はパソコンについて基礎から学んでいる。概ね比較的短期間で検定に合格して資格を取得しており、履歴書に書くことができる資格検定となっている。また、講座と併せて求人応募書類の作成や面接対策などの「就職準備セミナー」も実施し、就職活動のノウハウの指導を行っている。

さらに、ひとり親の多くは自宅にパソコンがない現状を踏まえ、パソコンの貸出サービスや自習室の開放を行っている。

6 野田市母子寡婦福祉会と連携した取組

(1) 子育て支援の連携

野田市母子寡婦福祉会(以下「母子寡婦福祉会」)とは、

⁵ 6ヶ月以上10歳未満までの預かり。野田市母子寡婦福祉会が実施。

ひとり親家庭支援に係る市の事業を委託するなどの連携をしている。委託事業の例として、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は基本的な事業内容に加えて、子育て支援として、ホームヘルプサービスを実施している(ひとり親家庭で、児童が保育所入所待機児童となっている場合の就職活動中に家庭生活支援員を派遣)。

また交流や情報交換を行うことを目的とした「ひとり親家庭情報交換事業」では、そば打ちや太巻き作りなどのイベントを通じて交流を深めている。

(2) 養育費確保のための支援

養育費確保に関する支援として、児童家庭課での自立支援員の相談のほか、母子寡婦福祉会の事業として毎月第3金曜日に野田市総合福祉会館にて、家裁の調停委員を務める法律の専門家による無料法律相談を実施(児童家庭課経由の申込み。19:00~21:00の予約制、3人まで託児を行う)するなど多様な相談支援を進めている。



【野田市母子寡婦福祉会機関誌 たんぼぼ】

Ⅲ 足立区の実施【就業までの期間に応じた就業支援】

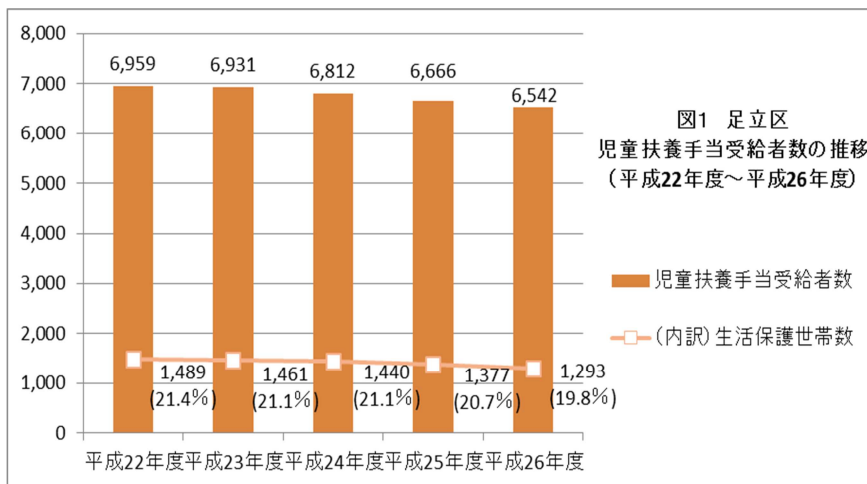
1 足立区の概況

足立区は昭和 22 年に東京都の特別区として制定された。全世帯数は平成 25 年度に 31 万世帯を超え、平成 27 年度中に 32 万世帯になると推定される。児童扶養手当受給者数は平成 22 年度の 2.3%から徐々に減少し、平成 26 年度には 2.0%に下がっている(表 1)。児童扶養手当受給者数のうち、生活保護世帯数は平成 22 年度から平成 26 年度にかけて 21.4%から 19.8%と減少傾向にある(図 1)。

表1 足立区 全世帯数と児童扶養手当受給者数の割合(平成22年度～平成26年度)各年度3月末

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全世帯数	300,892	304,148	306,367	317,001	319,486
児童扶養手当受給者数	6,959(2.3%)	6,931(2.3%)	6,812(2.2%)	6,666(2.1%)	6,542(2.0%)

* ()は全世帯数に対する割合



2 事業担当組織

表2 足立区のプログラム策定事業担当部局とひとり親家庭支援実施事業

担当部局	福祉部親子支援課
ひとり親家庭支援実施事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業、高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業、高校卒業程度認定試験合格支援事業
プログラム策定員	1人(非常勤職員)
勤務日数	週4日、8:45～17:15

事業によっては区独自に給付要件の年数を追加するなど¹、ひとり親家庭の支援を推進している。

ひとり親家庭の就業支援メニューを組み合わせるワンストップで包括的な支援を行うことを目的として、就業支援専門員が相談窓口配置されている(表 2)。

3 プログラム策定事業実施状況

プログラム策定事業は平成 19 年度から実施しており、徐々に減少している。理由としては平成 25 年 11 月、区役所内にハローワークと区役所の一体型事業として「足立就職支援コーナー(中部福祉事務所、現福祉課)」(以下「就職支援コーナー」)が開設され、就業支援窓口が増設されたことが挙げられる。プログラム策定事業の窓口では、迅速な就業を希望する来所者に就職支援コーナーを案内しているため、

¹ 高等職業訓練促進給付金等事業は基準給付年数 2 年に 2 年追加し、計 4 年の追加給付を独自に設けている。

短期間での就業希望者とプログラム策定を要する就業支援対象者とで棲み分けが行われたと考えられる。

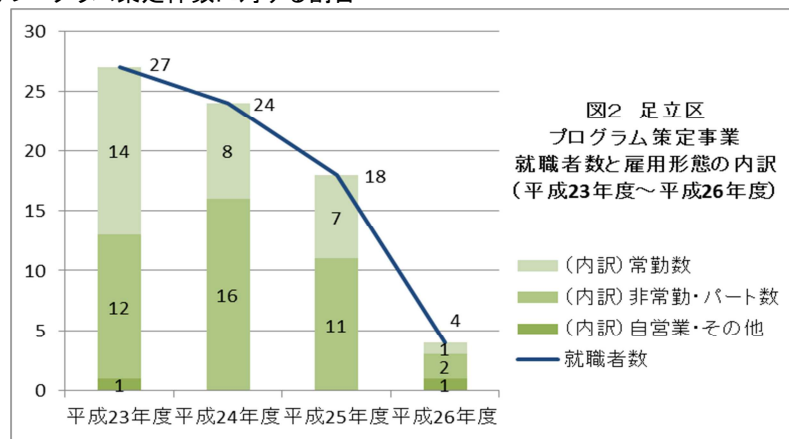
また、プログラム策定の規定上、就職支援コーナーの開設時～平成27年6月まで、就職支援コーナーへの支援要請は、プログラム策定件数として計上していないことも影響している。就職支援コーナーとの連携を含むと平成25年度は41件、平成26年度は35件策定されており、今後、庁舎内にある利点を活かした取り組みに期待が寄せられる²（表3）。

就職者数の内訳として、雇用形態を問わず全体的に事務、

表3 足立区 母子・父子自立支援プログラム策定事業(平成23年度～平成26年度)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
プログラム策定件数	60	46	30	5
就職者数	27(45.0%)	24(52.2%)	18(60.0%)	4(80.0%)

* ()プログラム策定件数に対する割合



² 平成27年7月より就職支援コーナーへの支援要請もプログラム策定件数として計上することとした。

介護の職種が多い。事務を希望する場合、未経験で希望する支援対象者には職業訓練講座などの受講を勧めている。また、実践的な能力が求められる求人は、多少年齢が高くても、実務経験やパソコンスキルがあると早く決まる。

4 プログラム策定事業の流れ

(1) 福祉部親子支援課での支援

プログラム策定員（以下「策定員」）は初回相談時に、障害要因等の聞き取りを含め、就業までにかかる期間を尋ねている。収入等の関係から、一刻も早い就業を求めている場合は、就職支援コーナーを案内する³。

就業までに公共職業訓練などの受講希望や生活状況の整備などを希望する場合は、プログラム策定の要綱を説明し、同意の上、プログラム策定での支援を実施する。実施に当たっては就労支援相談票、プログラム策定申込書等、各種様式を作成する。



【福祉部親子支援課の窓口】

³ 平成27年7月より就職支援コーナーを案内する場合も詳細面談及びケース会議を実施することとした。

各種様式について、自立支援計画書は家計の状況と負債の状況（勤労収入・手当収入・家賃額・貯蓄等）、職歴、自立目標等、支援対象者の現状と経歴に関して詳細な情報を記入するようになっている。足立区では、現状の把握と支援対象者がどのような自立を求めているかを知るため、定期的な面談をプログラム策定の参加要件としている。支援対象者は、週に一回程度北千住のハローワークに来所し⁴、就職支援ナビゲーターと面談をする。

一定期間以上ハローワークに来所せず、就職支援ナビゲーターも支援対象者と連絡が取れなくなった場合は、策定員から支援対象者へ手紙を送付し、現況及びプログラムの続行、休止等について問合せをするなど、アフターフォローを実施している。

⁴ 平成 27 年 7 月より就職支援コーナー及びマザーズハローワーク日暮里も通所先として選択できることとした。

児童扶養手当(足立区)を受給されている皆様へ

就労自立促進事業のご案内

「自治体担当部署」とハローワーク足立が連携して、皆様の就職活動を応援します。

【申込み方法】
 担当の就職支援ナビゲーターまたは、自治体窓口(担当部署名)にご相談ください。

【支援内容】

- 職業相談
- 職業紹介
- 就活セミナー
- トライアル雇用
- 職業訓練
- 就職活動に当たっての心構え、不安などの解消
- 履歴書・職務経歴書の作成、面接の受け方などのアドバイス
- ご希望に沿った求人情報の提供
- 就職後のフォローアップなど

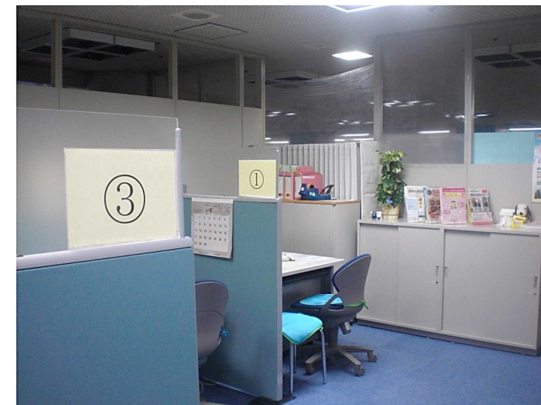
私たちは、自立の第一歩となるよう、就職のお世話をしています。お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】
 ハローワーク足立 足立就職支援コーナー(足立区役所本庁舎3階) 電話03(3880)5884
 (ハローワーク足立 職業相談第二部門)東京若葉ビル7-6階8号窓口) 電話03(3870)8906
 足立区 親子支援課児童手当(足立区役所中央館3階) 電話03(3880)5932

【児童扶養手当受給者に向けた案内】

(2) 足立就職支援コーナーでの支援

足立区役所北館2階にある足立就職支援コーナー（以下「就職支援コーナー」）は、国のアクションプランに基づき、ハローワーク足立と足立区役所が一体的就労支援の実施を目的として、平成 25 年 11 月に区庁舎の北館2階に開設された。就業支援ナビゲーターが3人配置されており（非常勤、月 20 日勤務）、予約制で1人1時間の相談時間となっている。すぐに就業したい支援対象者を案内し、就業希望や阻害要因の聞き取りをした上で、求人を検討する流れとなっている



【足立就職支援コーナー 区役所2階】

相談者の雇用形態については、子どもが小さい等の理由からパートを希望し、概ね小学校高学年から中学生に成長するとフルタイムでの就業に移る傾向がある。就業先は介護職や事務職が多く、介護施設は通勤時間や夜勤等の宿直などの就業条件とのマッチングが難しい。

(3) ハローワーク足立での支援

プログラム策定に基づき、初回面談、詳細面談を経てハローワーク足立、マザーズハローワーク日暮里に同行支援している。策定員は書類を持参し、支援対象者の状況を伝え、就職支援ナビゲーターと3者でケース会議を実施、支援の方向性を確認し、就業支援を行う。支援対象者は、週1回程度面談に通いながら、求人への検討を含めた就業相談を行う。

ハローワークでは「母子家庭の母等に対する職業訓練」として、資格取得を目的にしたパソコン等の講座を案内しており（実施先は都内別所）、募集人数の枠内にプログラム策定利用者の優先枠を確保している。

5 福祉部親子支援課のひとり親家庭支援

(1) 広報

受付カウンターには足立区のひとり親支援の各事業を利用した感想が貼られている。（以下引用）

- ・ヘルパー2級を取り、社員で働いています。大変助かりました。今は介護福祉士も自力で合格して頑張っています。
- ・就労支援のおかげでパソコンの知識が身につく、無事就労できています。ありがとうございました。
- ・思った以上に給付対象の資格が多く、いい制度だと思います。ありがとうございました。
- ・利用させてもらい、現在、3年間続けて就労しています。

実際に制度・事業を利用し、就業または資格を取得した体験者の感想は、支援対象者と支援の方向性を検討する際の参考となっている。利用者情報の声を交えて制度の内容と実例を紹介し、就業へのイメージがつけられやすくしている。



【ひとり親家庭の自立支援各種制度利用者の声】

また、事務手続きで来庁したひとり親に向けて、ひとり親家庭支援に関する多種類のチラシ、リーフレットを親子支援課のカウンター等に設置している。各種案内に基づき、親子支援課の受付に問合せ、制度を利用している。

(2) 児童扶養手当現況届時の状況確認

福祉部親子支援課では、児童扶養手当の現況届申請の際に、児童扶養手当を全額支給しているひとり親全員に状況確認を行っている。現況届の申請は、原則、区役所に来庁して行う機会を捉えて、生活状況、経済状況、就業状況等を尋ね、各事業を案内している。1年に1度行われる申請を利用して、確実に支援が必要な対象者を把握する取り組みを進めている。

(足立区)

IV 野洲市の取組【各種制度を活用した就業支援】

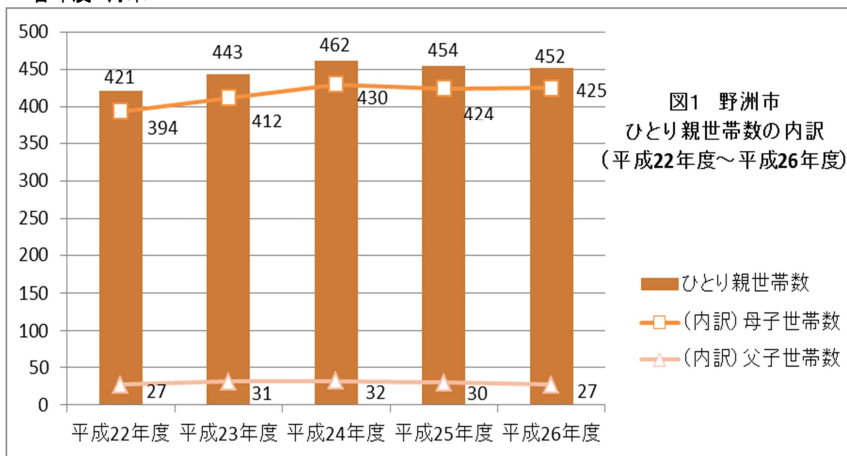
1 野洲市の概況

野洲市は平成16年に旧中主町と旧野洲町が合併して誕生した。全世帯数は平成22年度の1万8千世帯から徐々に増加し、平成27年度中には1万9千世帯になることが推定される(表1)。児童扶養手当受給者数は平成23年度以降、1.7%~1.8%を維持しており、ひとり親世帯数は450世帯前後に上る(表1、図1)。

表1 野洲市 全世帯数と児童扶養手当受給者数(平成22年度~平成26年度)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全世帯数	18,304	18,550	18,706	18,846	18,989
児童扶養手当受給者数	297(1.6%)	315(1.7%)	326(1.7%)	336(1.8%)	317(1.7%)

*各年度3月末



2 事業担当組織

野洲市では、ひとり親家庭に向けた単独施策として「野洲

表2 野洲市のプログラム策定事業担当部局とひとり親家庭支援実施事業

担当部局	健康福祉部子育て家庭支援課
ひとり親家庭支援実施事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業、高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業、母子父子寡婦資金貸付金、単独施策として野洲市母子父子家庭児童入学支度金事業、ひとり親家庭等ふれあい事業
プログラム策定員	1人(非常勤職員)、専任
勤務日数	月13日、8:30~17:15

市母子父子家庭児童入学等支度金事業」などを実施している

1。野洲市のプログラム策定員は企業の人事部門、統計調査員の経験があり、近隣地域の事業所に関する知識と併せ、県の実態調査結果を参考に、事業所紹介に活かされている(表2)。

3 プログラム策定実施状況

母子・父子自立支援プログラム策定事業(以下「プログラム策定事業」)は平成19年度から実施している。平成22年度から平成26年度までプログラム策定件数は約50~70件で推移しており、就職者数の割合、常勤数での雇用割合は50%以上を維持している(表3、図2)。

雇用形態については、賃金の面からは正社員での就業が望ましいが、子どもの預け先がない、育児に専念していたので就労経験がない、あるいはメンタル面での問題を抱えている

1 ひとり親家庭を対象として、小中学校入学時等に一時金を支給。

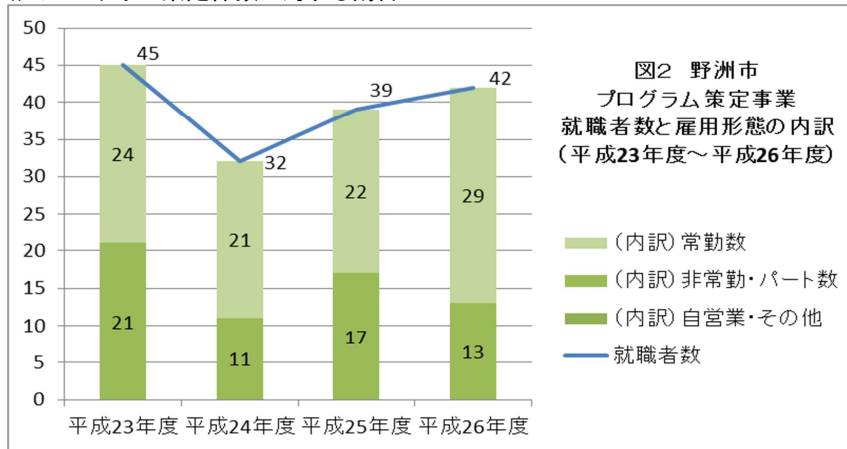
などの場合は短時間から働き始めた方が良いことがある。常勤の業種は介護・医療が多く、ヘルパー等の資格を保有していると就業がしやすいため、資格取得については公共職業訓練の受講案内や「介護雇用プログラム」（後述）を案内している。非常勤・パートなどは製造業等、工場のピッキングなど短時間の軽作業が多い。希望が多い事務職は市内に事業所が少ないことから、近隣の市町を含めて案内をしている。

プログラム策定は、生活環境の相談をはじめ、就業後の雇用環境に関する相談が持ち込まれるなど、長期にわたって支援するケースが多い。“相談できる家族、友人がいない時に

表3 野洲市 母子・父子自立支援プログラム策定事業(平成23年度～平成26年度)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
プログラム策定件数	74	56	63	49
就職者数	45(60.8%)	32(57.1%)	39(61.9%)	42(85.7%)

* ()はプログラム策定件数に対する割合



話してみようと思える場所”でありたいとの思いで支援を進めている。

4 プログラム策定事業の流れ

(1) 子育て家庭支援課での支援

初回相談の時間は 20～30 分ほどであり、家庭内の問題や悩みなどは相談回数を重ねる中で、徐々に聞き取りする。まずは時間をかけて信頼関係を構築した上で支援内容を決め、やすワーク（後述）等、他課へのつなぎなどは「一緒に行ってみようか」と自然な流れで行う。面談は基本的に来庁

による対面で実施しているが、状況に応じて、プログラム策定員から電話をかけている。転職を希望している場合などは、就業中のため時間の確保が難しい。

連携しているハローワーク（マザーズジョブステーション含む）は2ヶ所あり、同行支援している。主に公共職業訓練の説明・申込みのため同行支援するが、様式は基本的に持参せず、プログラム策定員が状況説明をサポートする。



【子育て家庭支援課の窓口】

公共職業訓練はひとり親の優先枠でも、定員オーバーから面接選考になる場合がある。マザーズジョブステーションでは土曜日開設のパソコン講座などがあり、参加のしやすい日程となっている。

(2) やすワークでの支援

やすワークは、ハローワークの就労支援と市役所の生活支援を一体的に提供し、よりよい就労を目指すことを目的に内閣府のアクションプラン事業を活用し設置された。

具体的には市民生活相談課を中心としてハローワークと同等の機器を設置し、就職支援ナビゲーターを派遣することで、ハローワークと同じ情報やサービスの支援体制を整備している。ひとり親を含む生活困窮者等を対象とし、10時～

16時の1
 枠45分間
 (予約制)
 で相談時
 間を設け、
 市役所内
 の各課で
 スムーズ
 に連携す
 るワンス

「やすワーク」とは…
 平成25年4月1日付で締結した「野州市と滋賀労働局が生活困窮者等を対象とした就労支援事業を一体的に実施するための協定」に基づき就労支援と生活支援を一体的に実施するために野州市役所内に設置した施設です。

聞かせて下さい、その悩み。話して下さい、その思い。

- 理由もなく解雇された
- 生活が苦しくて食べる物が無い
- 覚えのない高額請求がきた
- 悩みがあつて眠れない
- 収入が不安定で先が見えない
- 多額の借金を抱えてしまった
- 離婚したあとの生活が不安

やすワークは、就職相談だけではありません。
 生活を抜きにして仕事のことばかり考えられません。
 日々の生活費、家賃、ローン返済、育児、介護、介護など生活する中に悩みはつきものです。
 やすワークでは就職相談だけでなく、生活全般を含めた総合相談も受け付けております。

失業によって住宅や生活にお困りの方に対する支援制度があります。
 一人で悩まずに、ご相談ください。

住宅支援 住宅を失った、または失う恐れのある方に対し、差支のための借付があります。

入居料 借居料を支払った方に対し、新たに入居するために必要な敷金・礼金などの初期費用の貸付があります。

生活費 公的資金の貸付開始までの期間あるいは離職後期間中の生活費などの貸付・福祉付があります。

就業支援 再就職のための職業訓練などがあります。

労使間のトラブルに悩まれている方へ
 解雇 記録転換 資金不払い
 雇止め パワハラ

労働条件に関する相談
 労働基準監督署 ☎ 522-6641 (東野田中野)
 労働 雇止め、労働条件の変更などの労働相談
 滋賀労働局 総合労働相談コーナー ☎ 522-6648
 ・一人一人の労働者と使用者との間の紛争のあっせん
 滋賀労働局労働委員会 ☎ 528-4473 / 4472

公営・公営委託・使用済みの貸付を代表する委員で構成された、労働者と使用者との間のトラブルを解決するための専門的・法的な助言・指導を行う機関です。
 あつせんは無料です。秘密厳守で行われます。

職業訓練、雇用保険の手続き
 ハローワーク相談 ☎ 562-3720

【やすワーク リーフレット 就業支援に加え生活全般の支援を行っている】

トップの支援を進めている。平成26年度のひとり親の就職者は33人(正社員8、契約社員4、派遣社員8、パート13:以上重複あり)で、支援者の属性の中で最多となっている。また、年代的には30代～40代の女性の相談が多く、ひとり親家庭の支援を行う子育て家庭支援課からの紹介が多い。

さらに市内在住の生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援事業(YaSchool)に力を入れている。小中学生27人の参加者は全てひとり親家庭(児童扶養手当受給世帯)であり(平成27年7月現在)、毎週水曜18:00～20:30に公共施設で開催し、ボランティアによる学習支援と軽食を提供している。事業はNPO法人に委託し、大学のサークル、社会福祉協議会、青年農業クラブ等からも協力を得ている。生徒は、中学生がいる児童扶養手当を受給しているひとり親世帯に対し、児童扶養手当の担当課から案内を送付し、募集した。子どもを通じたひとり親家庭の支援として、支援の網を広げている。

プログラム策定事業とは求人情報の共有を図り、ひとり親の希望条件に適していると思われる求人情報を紹介している。一方、支援対象者が生活保護受給者等就労自立促進事業に移行した後は、プログラム策定員から生活保護事業の担当者に求人票を渡し、支援担当者の窓口がひとつとなるようにしている。また、雇用契約の確認など専門知識が求められる相談については、やすワークの担当者を交えて対応している。

5 滋賀県と野洲市のひとり親家庭就業支援の取組

(1) 介護雇用プログラムの利用

介護雇用プログラムは国の緊急雇用対策の「働きながら資格をとる」プログラムとして策定された事業である（都道府県実施）。介護施設で就労しながら養成機関での資格取得を目指す、受講時間を含めた給与が支給される（事業所によって賞与支給）。資格取得後も雇用契約期間内は介護施設で働き、修了後は就業先に本採用もしくは資格を利用して就業活動を行う。介護施設（事業所）は人件費の負担がなく、人的資源を得ることができる。具体的には、プログラム参加者が介護施設と1年以内（介護福祉士を目指す事業は1回更新可、最長2年間）の雇用契約を結び、養成機関に通いながら介護職員初任者研修（300時間以上の講義受講）または介護福祉士（1,800時間の講義受講）の資格を取得する。

働くことで生活費が得られ、本採用に至らなくても、資格取得や介護職の経験が着実に次のステップにつながるプログラムとして活用されている。

(2) ひとり親家庭サポート定期便の実施

ひとり親家庭対象のサポート便（年3回、滋賀県発行）は、滋賀県ひとり親家庭福祉推進員（以下「福祉推進員」）が、ひとり親家庭の世帯に直接訪問し、滋賀県及び野洲市のひと

り親家庭の情報（「ひとり親家庭サポートだより」他、制度事業の案内等）や子育てに関する情報を届ける取組である。平成27年6月現在、12人の福祉推進員が希望者185人に対し、郵送ではなく手渡し（または郵便受に投函）することで、ひとり親に直面し、生活状況や困り事を聞き、内容によっては相談支援から他課につなぐきっかけにもなっている。

サポートだよりの内容は、滋賀県からは「父子家庭のお父さんにインタビュー」「滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターの仕事」、野洲市からは「プログラム策定事業を利用した就職事例」「児童扶養手当額の変更案内」等（以上2015年春号）である。様々な制度・事業の内容を、実例や現場の声を通じ

て紹介し、少しでも親しみやすく、利用しやすいものとなるよう工夫している。ひとり親は、困り事や



【ひとり親家庭サポートだより 定期便は他の案内と共に専用の封筒に入れて配布している】

悩みを話す機会が少ないため、定期的な訪問で孤立しがちな状況を回避する目的がある。

(3) 住居確保給付金支給事業の利用

ひとり親就業支援では、住居確保給付金支給事業を案内し、活用している。支給要件は就労能力及び就労意欲のある離職者のうち、住宅を喪失している、または喪失するおそれのある者を対象として、住宅手当を支給する制度である（都道府県・市町村・社会福祉協議会等が実施）。上記以外の要件として、離婚等により世帯主になった等²、すべての条件を満たす場合に限る。支給金額は、2人世帯は4万2千円（月収11万5千円を超える場合は一部支給）、支給期間は3ヶ月間（最長9ヶ月間）である。ひとり親は、婚姻の解消と共に収入が減少、あるいは無収入になる場合が多く、生活環境の整備を進める際に利用している。

6 野洲市子育て家庭支援課のひとり親家庭支援の取組

(1) 相談事業の充実

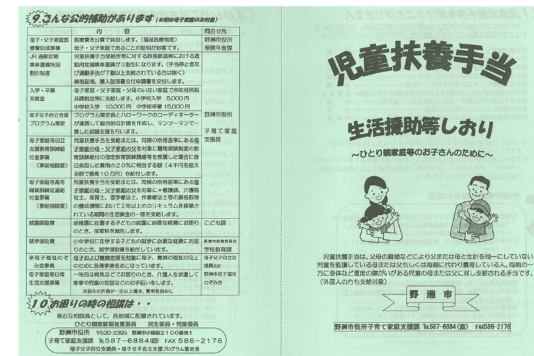
ひとり親家庭の相談事業が充実している。平成26年度の

² 他の要件として、2年以内の離職、世帯の預貯金の合計が2人世帯69万円以下、国の住居喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付等を受けていない、原則として収入がない、ハローワークへの求職申込をする、就職活動等がある。

延べ相談件数は1,986件（うち父子家庭31件）に上る。主な相談内容は就労・転職497件（最多）、福祉資金425件である。資格取得は104件であり、関連する「高等職業訓練促進給付金等事業」を利用して平成23年度～平成26年度に32人が資格を取得した³。

(2) 児童扶養手当受給者のハンドブックと情報分析

児童扶養手当受給者に対しては「生活援助等のしおり」を作成して、手続き等（支給額、支払日）を案内しているほか、裏面に医療費助成、JR通勤定期割引制度等の一覧表を付している。また、児童扶養手当受給者の詳細な分析を行い、ひとり親になった経緯（生別、死別、未婚等）、年齢階層別・所得階層別の割合、平均所得と雇用形態の内訳、福祉医療受給世帯一覧等（全て母子・父子世帯別）、支援対象者の把握と他課との共有により、効果的な支援の推進に努めている。



【児童扶養手当受給のしおり 裏面に公的扶助の案内がある】

³ 資格は看護師、指圧師、理学療法士、介護福祉士、保育士。他に作業療法士、保健師、助産師、はり師、きゅう師の申請が可能。（野洲市）

V 寝屋川市の取組【ハローワークと連携した就業支援】

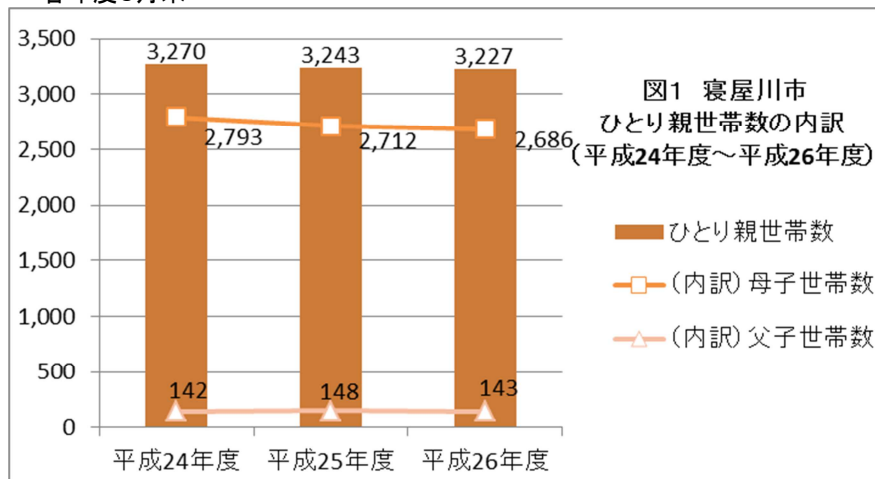
1 寝屋川市の概況

寝屋川市は平成13年に特例市に移行した。全世帯数は平成26年に10万8千世帯に達した。児童扶養手当受給者数は微減し、全世帯数における割合は2.7%から2.6%の減少傾向にある(表1)。ひとり親世帯数についても、わずかずつではあるが減少に転じている(図1)。

表1 寝屋川市 全世帯数と児童扶養手当受給者数(平成24年度～平成26年度)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全世帯数	107,623	107,915	108,511
児童扶養手当受給者数	2,952(2.7%)	2,881(2.7%)	2,851(2.6%)

*各年度3月末



2 事業担当組織

保健福祉部は支援が必要なひとり親家庭の把握に努めて

表2 寝屋川市のプログラム策定事業担当部局とひとり親家庭支援実施事業

担当部局	保健福祉部こども室(寝屋川市立総合センター設置)
ひとり親家庭支援実施事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業、高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業、母子父子寡婦資金貸付金
プログラム策定員	1人(非常勤職員)、母子・父子自立支援員と兼任(こども室児童扶養手当担当に配置)
勤務日数	週4日、9:30～17:30

いる。ひとり親世帯数(母子世帯数/父子世帯数)、児童扶養手当受給者の生活保護世帯数内訳等、支援対象と推定される世帯数を年度毎に把握し、支援の推進に役立てている。

プログラム策定員(以下「策定員」)を児童扶養手当担当に配置し、児童扶養手当の相談に併せて自立支援の相談を受け付けることで、児童扶養手当の受給手続きから就労支援まで一体的な支援を実施している。支援対象者にとっては、一ヶ所の窓口で支援を受けることができる。策定員の業務は多忙を極めているが、ひとり親の支援全般を担当しているために、幅広く支援対象者を把握することができる(表2)。

3 プログラム策定事業実施状況

プログラム策定事業は平成18年度から実施しており、堅調な増加を続けていたが、平成24年度から平成25年度にかけて2倍近く増加し、就職者数の割合は平成25年度、平成26年度とも80%を超えた(表3)。

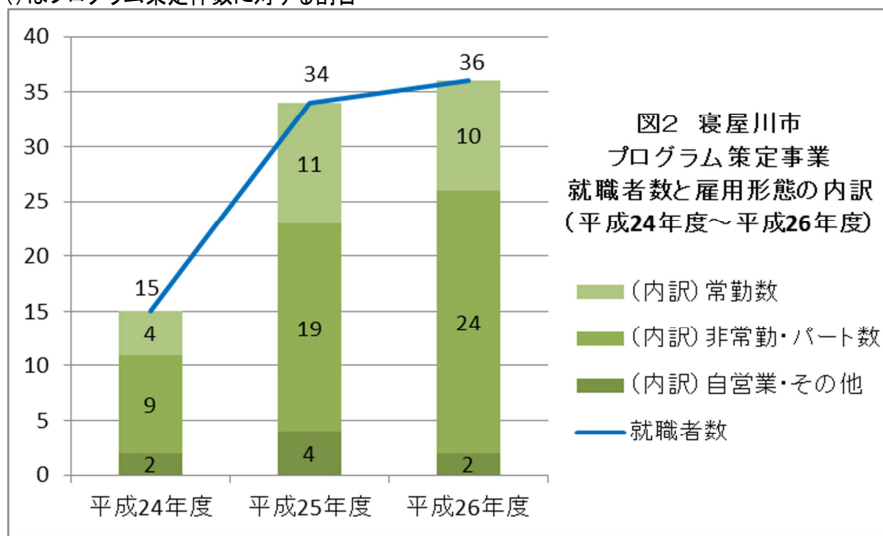
(寝屋川市)

就職者数の内訳として、常勤は工場勤務などの製造業が多い。希望が多い事務職は、経理の資格などを持っていると比較的、希望に添った就業となる。非常勤は近隣のスーパーなどのパート等、子育ての都合上、時間の融通が利く職種が多い。寝屋川市としては、生活をする所得収入の確保を重視しているため、正規・非正規の雇用形態を限定せず、まずは就業することを目的にしている。非正規で就業しても、勤務を続けるうちに、また、子どもが成長するにつれて正規での就

表3 寝屋川市 母子・父子自立支援プログラム策定事業(平成24年度～平成26年度)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
プログラム策定件数	22	40	45
就職者数	15(68.2%)	34(85.0%)	36(80.0%)

* ()はプログラム策定件数に対する割合



業につながることもある(図2)。

4 プログラム策定事業の流れ

(1) 寝屋川市立総合センター(福祉事務所)での支援

策定員兼母子・父子自立支援員(以下「支援員」)は支援対象者の状況、希望等を聞き取り、プログラム策定事業と方向性が合致していた場合、事業紹介をする。支援対象者の同意の下、「相談申込票」を記入し、「自立支援計画書」を作成する。策定員はハローワーク枚方マザーズコーナー(以下「マザーズコーナー」)での就職活動を案内し、マザーズコーナーの就職支援ナビゲーター(以下「ナビゲーター」)に電話連絡し、支援対象者の状況や希望を伝え、就職支援について依頼をする(表4)。策定員兼支援員が1人であることから、基本的にマザーズコーナーへの同行支援は行っていない。また、平日の昼間に来庁できる支援対象者が少ないため、

【表4 寝屋川市 平成26年度事業実績 支援内容と件数】

面接回数	支援内容	具体的な支援内容	件数
2回以上 45	就労支援 34	マザーズコーナーの紹介	31
		自立支援教育訓練給付金の申請案内	1
		高等職業訓練促進給付金対象講座の受講案内及びマザーズコーナーの紹介	1
(内訳) 母子家庭 44 父子家庭 1	資格取得 11	ハローワークへのつなぎ	1
		自立支援教育訓練給付金の申請案内	3
		高等職業訓練促進給付金の申請案内	6
		大阪府母子連就業支援講習会の推薦	1
		マザーズコーナーの紹介	1

* 1回のみ面接者は53件

面接に限定せず、電話での状況確認を随時行っている。

（２）ハローワーク枚方マザーズコーナーでの支援

寝屋川市立総合センター（以下「総合センター」）から所要時間 30 分の距離にあるハローワーク枚方は平成 25 年 10 月から商業施設 6 階のワンフロアに移転開設した新しい施設である。105 台の求人検索パソコンを設置し、職業相談部門、専門援助部門等、4 部門の各スペースがゆとりをもって配置されている。職業相談部門のマザーズコーナーには、求人検索パソコンが 4 台設置され、キッズコーナー、授乳室が併設されている。就職支援ナビゲーターは 2 人、職業相談員 1 人の計 3 人が配置され（いずれも非常勤）、1 人は約 7 年勤務しているベテランである。常時、ひとり親を含む求職者約 30 人を担当している。ハローワーク枚方が管轄している寝屋川市・枚方市・交野市の地域に精通しており、子育て女性の就活準備セミナーの講師を務めるなど多方面で活躍している。

プログラム策定事業の実施については、策定員からの電話によって支援対象者の状況を聞いた後、希望に近いと思われる求人票をピックアップしておく。支援対象者の多くは総合センターでの面接後、マザーズコーナーに来所し、ナビゲーターと面接の上、職業紹介を受ける。マザーズコーナーは基本的に予約制であるが、策定員の電話連絡により、当日の対

応も可能である。面接によって新たな希望や条件を聞き取り、職業相談と職業紹介を実施する。

5 寝屋川市のひとり親家庭就業支援の取組

（１）こども室による支援対象者への声かけ

ひとり親家庭支援の流れは、通常、支援対象者がこども室の窓口に相談に来ることから始まるが、寝屋川市では支援対象者のアウトリーチを様々な方法で実施している。一例では担当職員が児童扶養手当認定請求書・現況届の収支欄を確認した際、収入よりも支出が多い場合に策定員と情報を共有し、



【こども室 窓口兼相談スペース】



【こども室 キッズスペース】

(寝屋川市)

申請者に「何かお困りではないですか」と声をかけ、相談支援の端緒となることがある。申請者は児童扶養手当の申請窓口が相談事を話す場であるとは思っていないため、悩みや困っていることを話してよいのかと逡巡するが、多くは困り事を話し、相談支援のきっかけとなっている。

子ども連れの相談者対応は、プレイスペースが確保してあるほか、用務中は部内の職員が抱っこして見守るなど、アットホームな雰囲気となっている。

(2) 策定員（支援員）の相談支援業務

策定員は支援の必要なひとり親の生活状況と就業状況を聞き取り、自立へ向けた就業プランを組み立てていく。預け先の必要な子どもがいるひとり親への対応として、こども室内の担当者に保育所の空きを問い合わせ、病院など保育施設のある事業所を就業先として探すなどの取り組みを進めている。

ひとり親自身が必要性を認識していなくても、聞き取りによって支援の手立てを講じることができる場合があるため、特に本人の意向や状況把握に努めている。例えば、ひとり親は子どもについて自分から話さないことが多いが、生活状況に関連して聞くことで、不登校やひきこもり、DVなど、問題の一端が明らかになることがある。こども室で把握したこのような事案を保健福祉部で共有し、部内、課内で連携しな

がら支援をしている。

6 児童扶養手当現況届受付時の対応

(1) 策定員（支援員）からの声かけ

実態の把握としては、ひとり親が来庁する機会を捉えて、支援のきっかけをつくっている。児童扶養手当受給者の現況届受付時には、支援員が気にかけているひとり親家庭の書類に予め付箋を貼っておき、申請作業後に支援員の下へ立ち寄ってほしい旨を他の職員が伝えている。相談に来所した後の動向がわからない、就業後の状況が不明、書類上で生活状況の支援が必要ではないかと思われる場合など、支援対象者を広く把握することを心がけている。

児童扶養手当受給者就労自立促進事業のご案内

事業利用者800人中、
647人が就職実現!
就職率80%!!

※平成26年度：大阪府府庁全体の実績

ハローワーク枚方では様々な支援が受けられます

個別職業相談
ハローワークの就職支援ナビゲーターが、就職についての希望条件をお聞きし、あなたと二人三脚で早期の就職実現を目指します。なお、職業相談は予約制のため待ち時間はありません。

求人情報の提供
最新の求人情報を就職支援ナビゲーターがチェックし、あなたの希望する条件に沿った求人ピックアップし、就業相談時にご提示します。

応募書類・面接のアドバイス
書類選考がある場合、面接まで進むには応募書類が重要なポイントとなります。あなたの経歴や志望動機がアピールできる書類の書き方をアドバイスします。また、面接の心の構え・注意点についてもアドバイスします。

などの支援を受けていただけます！ご利用しませんか？

ご希望の方は
寝屋川市 保健福祉部 こども室へお申し出ください！！
072-838-0155

【児童扶養手当受給者就労自立促進事業の案内】

(2) マザーズコーナーの出張窓口

マザーズコーナーは総合センターで行われる児童扶養手当現況届申請時に出張窓口を開設している。申請期間を好機として、マザーズコーナーの業務の周知と利用促進を図り、ひとり親の就職活動に活用してほしいという狙いがある。申請期間は、通常一ヶ月を設けており、平成27年8月の受付期間には、寝屋川市役所の要請に応じて5日間開設した。

7 ハローワーク枚方マザーズコーナーでのひとり親家庭就業支援の取組

(1) マザーズコーナーにおけるひとり親家庭の就業状況

マザーズコーナーにおけるひとり親家庭の利用率は1～2割である。子どもが小さいことから、勤務時間の関係上、正社員を目指すパート希望が多く、フルタイムパートの就業先



【マザーズコーナー キッズスペース】



【マザーズコーナー 窓口】

(寝屋川市)

としては、主に介護関係（大半がヘルパーとして）に就業する。ひとり親家庭の希望職種としては医療事務が多いが、土曜出勤があるなどの実状を伝え、求人内容を踏まえて説明する。事務全般においては経理事務や貿易事務など専門的な知識を備えていると就業につながりやすい。ハローワーク枚方の管轄を含む大阪京都近隣は新規求人の4割が医療介護系という地域事情もあり、福祉関係の求人が多い。

(2) 児童扶養手当受給者の就労自立促進事業

ハローワーク枚方では、児童扶養手当受給者を対象とした就職支援サービスを実施している。支援内容は職業相談、求人情報の提供、応募書類・面接のアドバイス等である。担当者による予約制で1回30分、3ヶ月の支援期間と規定し、早期の就職を目標としている。大阪労働局全体として、平成26年度は当該事業利用者の80%が就職している。

(3) 就職支援ナビゲーターの取組

ナビゲーターは求職者（支援対象者）の希望を尊重し、満足する就業ができたかを重視する対応に努めている。例えば、かつてマザーズコーナーを利用し就業した後、2～3年の契約期間を満了して再び来所し、同じナビゲーターによる就業支援を希望する場合があるなど、「また利用したい」という就業支援を実施している。

VI 北九州市の取組【委託運営による広範囲の就業支援】

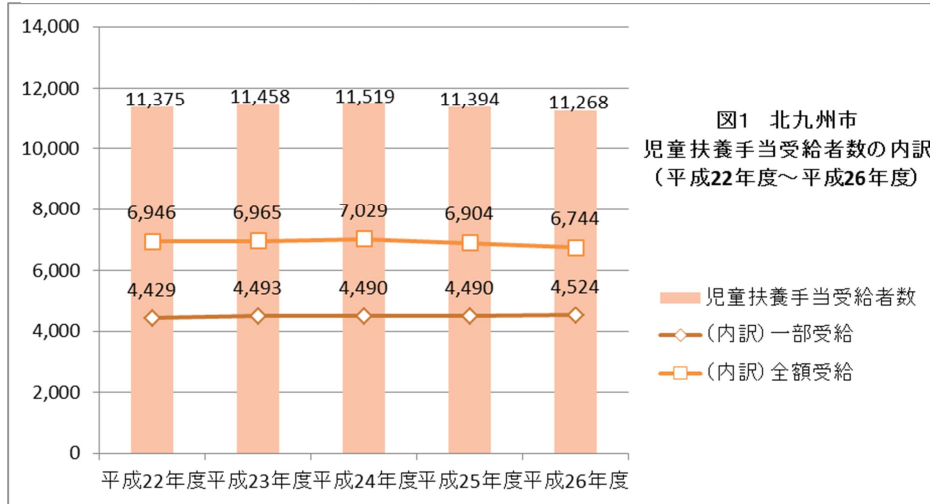
1 北九州市の概況

北九州市は福岡市と共に福岡県の政令指定都市である。世帯数は平成 22 年度から平成 26 年度にかけて増加し、平成 27 年度には 43 万世帯に達することが推定される。児童扶養手当受給者数の割合は 2.7%前後を維持していたが、平成 26 年度に 2.6%に減少した。内訳として、全額受給がゆるやかに減少し、一部受給が微増傾向にある（表 1、図 1）。

表1 北九州市 全世帯数と児童扶養手当受給者数(平成22年度～平成26年度)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全世帯数	420,702	423,594	425,489	427,609	429,123
児童扶養手当受給者数	11,375(2.7%)	11,458(2.7%)	11,519(2.7%)	11,394(2.7%)	11,268(2.6%)

*全世帯数は各年度10月末、児童扶養手当数は各年度3月末



2 事業担当組織

表2 北九州市のプログラム策定事業担当部局とひとり親家庭支援実施事業

担当部局	子ども家庭局子育て支援課 北九州市立母子・父子福祉センター【一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会に指定管理】
ひとり親家庭支援実施事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業、高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭のための合同就職説明会
プログラム策定員	3人(常勤職員)
勤務日数	週5日、8:45～17:30
保有資格	2級キャリア・コンサルティング技能士、産業カウンセラー、心理カウンセラー等

プログラム策定事業は就業支援に留まらず、生活環境の整備や子どもの預け先の調整、心理面のサポート等、多様な対応を求められ、専門的な知識を活用した多面的な支援を実施している（表 2）。

3 プログラム策定事業実施状況

プログラム策定事業は平成 18 年度から取り組んでおり、平成 22 年度から平成 26 年度まで、プログラム策定件数は 100 件～200 件を維持している（表 3）。概ね約半数が就職し、平成 24 年度は 66.7%、平成 25 年度は 77.1%、平成 26 年度は 78.2%が常勤雇用である（常勤雇用の内訳として、平成 25・26 年度の正社員は約 2 割）（図 2）。

また、来所者の多くがハローワークでの就職活動を経験している。不安定な雇用で生活をしている中、母子・父子福祉

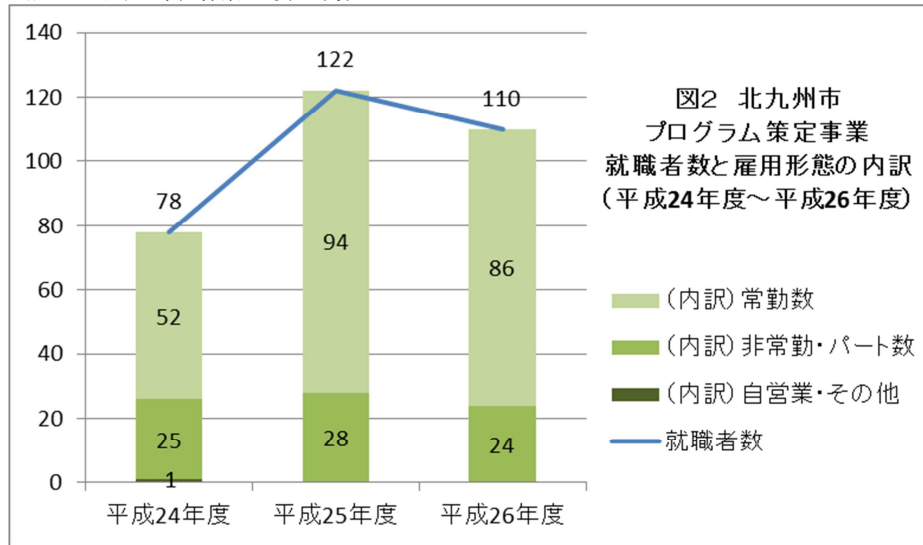
(北九州市)

センター（以下「福祉センター」）で複合的な就職相談ができることを知り、安定した雇用を目指し来所する。福祉センターにおける就業支援は、支援対象者の抱える問題をひとつずつ整理した上で実施される。

表3 北九州市 母子・父子自立支援プログラム策定事業(平成22年度～平成26年度)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
プログラム策定件数	121	125	183	246	205
就職者数	83(68.6%)	46(36.8%)	78(42.6%)	122(49.6%)	110(53.7%)

* ()はプログラム策定件数に対する割合



4 プログラム策定事業の流れ

(1) 北九州市立母子・父子福祉センターでの支援

プログラム策定員は支援対象者の生活状況、就職への希望

等を聞き取り、就職活動を開始するに当たって問題となっている事項を確認する。その上で就業支援講習会への参加、ハローワーク、福岡県の労働者支援事務所、民間職業紹介事業者など状況に合わせて各機関へつないでいく。

プログラム策定で使用する様式は、プログラム策定員が経験を活かして作成した。特徴としては子育て・保育状況：子どもの年齢と就学状況、

病気時等の預かり可否、健康状態など細かく設定

されている点である。相談初期に支援対象者の背景を知るきっかけとなっている。また、寄り添った相談をすることにより、本人の疾患や配慮の必要な子どもの状況など、記載事項にない項目を聞き取り、状況に応じた対応を行うことで早期に常用で就業できるケースがある。

ひとり親になった経緯によって、人間不信の状

自立支援プログラム	
ケース NO.15	面接日時 2027年 月 日
担当者	申込形態 変更・電話・区役所 目W・その他() 相談経路 本人・知人紹介 () 区役所
フリカ名	生 年 月 日
氏名	S.H 年 月 日 (歳)
住 所	連絡先
〒 北九州市 区	自宅・携帯
母子家庭になった年月日 日 年 月	原因 離婚・死別・その他
養育費	有 (円/月) ・ 不定期 ・ 無
子育て・保育状況	<子供> 歳(男・女)/保・幼・小(年)・中(年)・高(年)・専・大(年)
	<子供> 歳(男・女)/保・幼・小(年)・中(年)・高(年)・専・大(年)
	<子供> 歳(男・女)/保・幼・小(年)・中(年)・高(年)・専・大(年)
	子供が病気等の預かり 可(親 その他) ・ 不可
健康状態(家族含む)等	
相談したい内容	
自立目標	
支援方針	

*個人情報は適切に管理いたします。
*プログラム策定以外、利用いたしません。(本人の同意がある場合は例外とする。)
*申込年度を含め、2年で廃棄処分いたします。

【初回相談時の聞き取りシート 1枚め】

態や、子どもの養育に対する不安などがあるため、時間をかけて信頼関係を築くことに留意している。

また、プログラム策定のモデルケースを「成功事例集」として編集発行しており、支援対象者に向けた実例紹介と就業支援の参考としている。

（２）福岡県子育て女性就職支援センターでの支援

福岡県子育て女性就職支援センター（以下「就職支援センター」）は福岡県の無料職業紹介事業として労働者支援事務所に設置されている。就職を希望する子育て中の女性に対する就業支援（就職相談、情報提供、就職あっせん等）を実施しており、県内の４ヶ所に設置され、就職サポートセミナーや合同会社説明会など、広域を所管している利点を活かしたイベントも開催している。求職中の女性がプログラム策定員からの紹介で、就職支援センターを訪問する流れになっている。就職支援センターは求職者の希望に応じた就職あっせんのため、ハローワークや求人情報誌等からも情報収集を行



【就職支援センターの相談室 キッズスペース等を設備】

い、就職が決定する場合は、初回相談から３ヶ月ほどで就業先が決まることが多い。

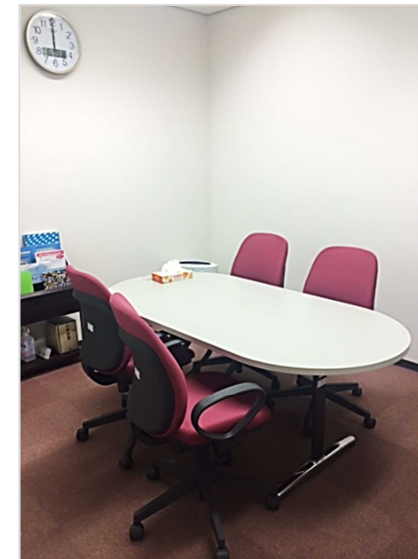
５ 北九州市立母子・父子福祉センターの取組

（１）寄り添い型の相談支援

プログラム策定事業を通じた支援のステップは、①児童扶養手当を脱し、②非課税世帯から課税世帯になること、との目標に基づいた支援を進めている。

策定員は支援対象者の状況に応じて、最良の支援ができるよう情報収集に努めている。障害をもつ子どもの預け先が見つからずに就職活動ができないケースでは、策定員２人が障害児対象の放課後等デイサービスを訪問し、施設の運営内容を知った上で紹介した。

また、面接は基本的に福祉センターで行うが、希望に応じて出張面接を行う。時間的な問題（在職中で余裕がない）、金銭的な理由（交通費の捻出が難しい）などから福祉センターへ来所できない場合は、主要駅周辺の公共施設などの



【福祉センター 相談スペース】

（北九州市）

フリースペースで面接をしている。相談者の負担を極力減らすよう配慮し、個別の状況に応じた寄り添い型の支援を進めている。

(2) 就業支援講習会の実施

ひとり親を対象とした就業支援講習会は福祉センター事業として実施している。平成 27 年度は 22 の講座（一部委託）を、昼間（14:00～16:00）と夜間（18:20～20:20）に受講料無料で開講している（無料の託児と交通費の一部支給がある）。講習内容はパソコン、介護分野、医療事務など資格取得や就職に結びつく講座となっている（期間は1ヶ月～3ヶ月、週2回の実施）。プログラム策定員が支援対象者と受講を検討する際は、本人の希望する職業に必要な講座を提案している。講座によっては教材費が高額になる場合もあるが、福祉センターから補助をしており、一例では「医療事務検定」は教材費が1万円ほどかかるところを、半額補助している。



【福祉センター 就業支援講習会会場】

(3) 給付金の活用

就職に有利な資格を取得するための給付金について案内しており、看護学校の受験、通学など、現実的な厳しさがありながらも、将来的な収入の増加を踏まえて説明している。平成 26 年度は支援対象者のうち、6 人が高等職業訓練促進給付金を活用し合格した。合格者から自身が使用した教材や過去問題集が寄付されるなど、他のひとり親が頑張っしてほしいという気持ちが引き継がれている。

(4) 他機関との連携

他機関との連携は、北九州市内4ヶ所のハローワークから週1回、福岡県からは隔週で求人の情報提供を受けている。就職支援センター、ハローワーク、民間職業紹介事業者には必要に応じて同行支援を行う。ハローワーク小倉からは公共職業訓練の資料等が提供されている。民間職業紹介事業者は、プログラム策定員が開拓（協力要請）した。就業機会の選択肢を増やす積極的な支援態勢づくりに努めている。

6 北九州市と母子・父子福祉センターの就業支援の取組

(1) 北九州市のひとり親家庭支援

北九州市は子育て家庭等を対象としたアンケート調査（平成 25 年実施）等に基づき、平成 27 年度に「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」を策定した。プランではひとり

親家庭等への支援として、母子・父子福祉センター事業等の拡充、成果の指標項目（福祉センターの利用者数増加、ひとり親家庭の支援・相談窓口を知らない人の割合の減少、ひとり親家庭の就業率増加）を掲げている。さらに高等職業訓練促進給付金等事業では、非課税世帯への支給月額の現行 10 万円に対し、今年度から市独自で 2 万円を加算する¹。

また、「ひとり親家庭のための合同就職説明会」を年 1 回開催している。民間企業ブース、紹介・派遣相談、養育費等生活相談、プログラム策定員の個別相談の各コーナーを設置し、ひとり親の就職活動の入口となっている。

（2）母子・父子福祉センターのひとり親家庭支援

北九州市母子寡婦福祉会は、北九州市と長年に渡り協力体制を築いており、市のひとり親家庭への福祉分野で中心的なポジションにある。母子・父子福祉センターの管理を受託しており、平成 26 年度は利用者が約 1 万人となった。福祉セ

¹ 加算により事業対象の母子世帯(児童 2 人の場合)の年収は児童手当、児童扶養手当を加え 224 万円となり、市内の母子世帯平均年収 234 万円と同程度が確保できる見込み。平成 27 年 10 月から実施。



【北九州市作成 ガイドブック】

ンター事業としてキャリアカウンセラーを配置したプログラム策定事業、就業支援講習会の他、生活支援事業（養育費相談）、弁護士による法律相談、税理士による経営相談や、マザーズハローワーク北九州と連携して就職相談会を実施している。

また、ふれあい事業では、ひとり親家庭の親と子を対象としたパン・お菓子づくり、クラフト、パソコン体験など様々なイベントを実施している。普段子どもと過ごす時間の取れない親にとって、親子のふれあいは、子どもの成長を実感する機会にもなっている（参加費無料）。

広報周知については、ホームページやメールマガジンの配信、北九州市内の保育所、市民センター等の公共施設にチラシを配布（1 万 5 千枚）している。ひとり親家庭施策の広報を行うと共に生活と自立を幅広く応援し、1 人でも多くの方の悩みや問題に寄り添いながら解決する運営を実施している。

（北九州市）



【母子・父子自立支援プログラム策定事業 案内】

北九州市立母子・父子福祉センター
専用電話 ☎ 093-884-1812

※予約制（事前連絡をお願いします）
利用時間 月～金曜日 9時30分～17時30分
利用場所 北九州市戸畑区夕井町1番6号（ワエルとばた 4階）

(参考) 東京都の取組【専門性を活かした広域での就業支援】

[参考情報]¹

1 東京都ひとり親家庭支援センターはあとの概況

東京都ひとり親家庭支援センターは、平成15年6月に設立された。一般財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会が東京都から受託運営している。生活相談・養育費相談・面会交流支援は「はあと」、就業相談・就業支援・職業紹介は「はあと飯田橋」と事業内容で対応拠点が異なる。

はあと飯田橋は土曜日も開所しており、火曜・木曜は9:00～19:30と夜間も受け付けている。来所予約は、電話、ホームページの専用フォームで行う。職員はハローワーク、職業専門教育機関等の勤務経験がある(表1)。

遠方からの相談もあるため、来所だけではなく電話でも対応している。就業相談の際には、生活全般に話が及ぶことが多く、個別の事情に配慮している。育児との両立のための環境調整や、キャリアアップを視野に入れた就業相談を実施している。

2 はあと飯田橋における就業支援実施状況

就業支援の内容は来所及び電話による就業相談と職業紹

¹ 東京都ひとり親支援センターはあとでは、母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施していないが、関連事業(生活保護受給者等就労自立促進事業)を活用し、ひとり親就業支援の取組内容の実効性も上がっているため、参考情報として掲載した。

表1 はあと飯田橋の施設開所時間等

名称	東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋
開所時間	月・水・金・土・日 9:00～16:30/火・木 9:00～19:30
面接相談	月～土(予約制)※日曜は電話相談のみ
職員	3人(常勤職員)
勤務日数	月20日、7時間勤務
保有資格	産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント技能士、家族相談士、中小企業診断士等

介、各自治体や関連機関で実施している就業支援制度の紹介、パソコン講習会の運営(委託)等である。面接や応募書類作成のアドバイスも行い、実践的な就業支援を進めている。

はあと飯田橋の新規登録数は平成26年度には339人に達している(表2)。就職決定者については、平成22年度83人から平成26年度136人と年々増加しており、就職決定者の雇用形態は、各年度とも常用雇用(正社員、契約社員のフルタイム雇用含む)がパート・アルバイトを上回り(図1)、職種については事務職が半数以上を占めている。子どもと過ごす時間を確保したいとの思いから、土日休日の事務職を希望する登録者が多い。

収入の確保のために就業が最



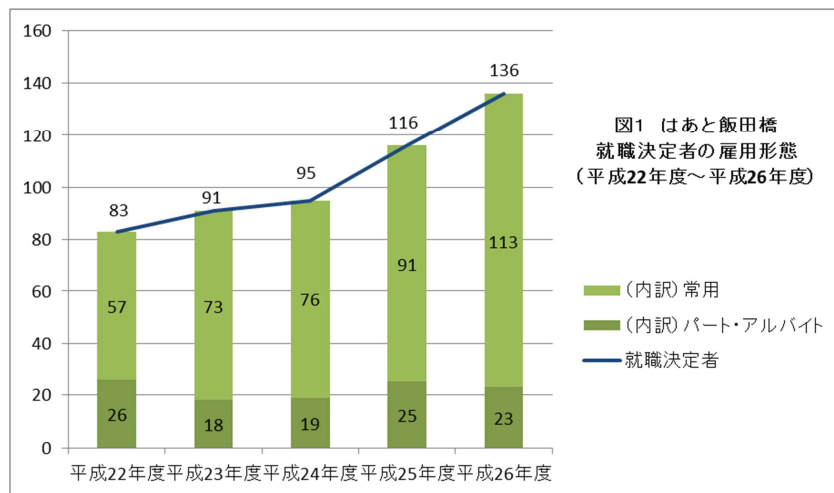
【はあと飯田橋 入口】

(東京都はあと)

優先と考えられる場合は、パート・非常勤で入職し、段階的にキャリアアップを目指すことを提案している。

表2 はあと飯田橋 年間登録者数(平成22年度～平成26年度)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間登録者数 (新規)	201	178	177	218	339



3 はあと飯田橋における就業相談の取組

(1) 相談支援の流れ

就業相談は、希望や状況に応じて来所や電話、メールにより実施している。面談では、現在の状況、就職に関する希望、制約条件等を聞き取るが、その際に、経済状況が就業活動期間に影響するため、就職までの時間的猶予を考慮しながら進

めている。支援内容は、状況に応じて就業支援講習会(後述)の案内、応募書類の作成、面接対策や求人検索を行う。ハローワークの求人(一部)を含めた職業紹介を行うことがある。

ひとり親になる以前は専業主婦であった等、就労自体に馴染みのない相談者がいるなど、就職後も職場での人間関係や労働条件の相談などに対応し、定着支援に注力している。

(2) 「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用状況

はあと飯田橋では、平成26年3月より生活保護受給者等就労自立促進事業²を活用している。児童扶養手当受給者を対象に事業を案内している。実施に当たっては、都内の各ハローワークへ事前に電話連絡で支援対象者の状況を伝えた後、初回に同行支援している。平成26年度はハローワークに25件の支援要請をし、19件が就業した。



【はあと飯田橋 相談スペース】

² 当該事業は「母子・父子自立支援プログラム策定事業」がハローワークと連携して就労支援を行う際に活用している。

4 広報、講習会等の取組

(1) 広報周知

チラシ、リーフレット等による事業内容、イベントなどをホームページで広報している。さらに、メールマガジンを月1回、「はあと通信」を年3回発行している。メールマガジンはひとり親に役立つ自治体支援や時事ニュースなどを配信し、情報弱者になりがちなひとり親に対して、積極的に情報提供している。平成27年9月現在、ひとり親、各機関の支援員など約1,200件が登録している。

また「ひとり親家庭サポートガイド」をホームページで公開している。ひとり親家庭に特有の各種手続きのポイントや、



【ひとり親家庭サポートガイド】

生活上での課題となりそうなこと、心身の健康を保つためのヒントなど、当事者に寄り添った解説がされている。

(2) 就業支援講習会（パソコン講習会）の実施

ひとり親家庭の母、父、寡婦を対象としてパソコンの基礎と応用を学ぶ講習会を開催している。3日間(9:00~16:15)の講習を年10回実施、参加費無料である。各回20人の定員だが、応募数が40人を超え、キャンセル待ちになることがある。受講希望者は、パートから正社員にキャリアアップしたい、労務職から事務職に転職したい、接客や福祉職でもパソコンスキルが必須となってきているなどの理由で申し込むことが多い。参加者の交流や情報交換の場にもなっている。

(3) 相談支援員研修会の実施

東京都内の母子・父子自立支援員などひとり親家庭の支援に従事している方を対象として、支援に必要な知識・技能等の習得を目的とした研修会を開催している。毎回異なるテーマで年度内に約10回実施し、相談支援員が、ひとり親家庭の背景や対応方法について学ぶ場となっている。相談支援において、傾聴の重要性が求められている中で、支援員のスキルアップを図る貴重な機会となっている。

(東京都はあと)